

3 江戸川区男女共同参画推進計画 推進状況報告書 及び推進会議委員の意見等

【担当部署別に取り組む事業】

重点目標 1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち

(1) 就業における男女共同参画の推進

① 男性中心型労働慣行の改善

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	取組	内容	令和4年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
1	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	各所属からの依頼により継続して実施していく。 また、掲載の詳細（掲載文章や掲載する媒体等）は所属と都度調整をする。	各所属からの依頼により、広報誌への掲載（9回）区ホームページ（37コンテンツ）SNSへの掲載（全51件）区民ニュース（2回）実施した。	A	広報誌やSNS、区民ニュースへの掲載を引き続き各所属と連携して継続していく。	継続	継続して、各所属と連携して情報が区民に行き届くように区ホームページ、広報誌、SNS、区民ニュース等による周知を行っていく。 また、新規情報発信ツール導入時には全庁的に周知し、積極的な配信を実施していく。	広報課
		待遇や職務内容等における男女平等の実現に向け、仕事と家庭生活の両立を促進するための情報の周知を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画週間記念講演会や啓発展示の実施による啓発周知 ワーク・ライフ・バランス講座実施時の情報周知 SNSによる、各種啓発期間等にちなむ情報発信（9回） 	A	現状：講座実施の際の啓発資料配布やパネル展示、SNSの配信等により啓発を実施している 課題：講座等の参加者は、男女共同参画等に当初より関心がある方の参加に偏っており、年齢にも偏りがみられる	継続	<ul style="list-style-type: none"> 様々な広報媒体の活用により、引き続き全区民への情報発信を行い、特に若年層への訴求を高めていく。 SNSによる、各種啓発期間等にちなむ情報発信を年10回以上行っていく。 	総務課
		各産業諸団体に対して、働く女性のイメージアップや女性リーダーを支援するような施策の周知を行う。	<ol style="list-style-type: none"> 【女性リーダーへの支援】「あっせん融資」の申込みでは、男女問わず、同内容の基準で行っている。 商店街施策説明会において、各商店街会長及び商店街役員等に対して、商店街の女性グループが行うイベント事業支援制度について紹介した。 令和5年7月20日の農業委員会改選に向けて、JA東京スマイルへ女性委員の推薦依頼を行った。 	B	<ol style="list-style-type: none"> 上記のとおり実施し、男女差別なく「あっせん融資」を行っている。 該当事業の利用申請がない。 女性1名の推薦があり、議会の同意を得て任命することとなった。 第5次男女共同基本計画の目標である女性登用3割（13名中4名）を目指す。	継続	<ol style="list-style-type: none"> 引き続き、男女差別なく「あっせん融資」を行っていく。 引き続き、商店街全体の会合で事業の紹介を行う。 若手経営者支援事業「江戸経塾」構成メンバーに事業紹介する。 農業ニュースや農地確認に伴う農家訪問の際に女性農業委員就任の周知を行い、次回（令和8年7月）改選時の女性委員登用の拡大（1名から4名へ）を図る。 	産業経済課

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	取組	内容	令和4年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
2	ワーク・ライフ・バランスを促進する講座等の実施	男性は仕事、女性は家事・育児という性別役割分担意識を払しょくし、男女が共に仕事と家庭を両立できるように、男性の家事等の参加を促進する講座等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 企業向けのワーク・ライフ・バランス推進講座や男性向けの家事入門講座等を実施している。なお、参加のハードルを下げるため、オンライン同時配信を併用している。 【実施実績】 R4：講座等参加者計63名（4回実施） 	A	<p>現状：講座アンケートで概ね好評を得ている</p> <p>課題：特に事業者や管理職を主な対象とした講座について、参加者数が伸び悩んでいる</p>	継続	<ul style="list-style-type: none"> 参加しやすさの確保のため、実施時刻等を検討しながら講座を実施する。 事業者や管理職を主な対象とする講座については、経営者団体への情報提供等を適宜行う。 	総務課
			<p>【推進会議委員の意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業番号2「ワーク・ライフ・バランスを促進する講座等の実施」について、特に事業者や管理職を主な対象とした講座の参加者数が伸び悩んでいるとあるが、理由は何が考えられるか。 （区説明）事業者や管理職を主な対象とした講座については、法人会や商工会議所へのチラシ配布依頼等を行っているものの各企業への周知に課題があると考えている。 また、受講に時間を割くことが難しい可能性があるとも考えている。 区が事業をやっても知らない人が多いと感じており、講座の対象者へのリーチが非常に重要だと思っている。 製造業に身を置く立場から申し上げますと、サステナブル経営（持続可能な経営）やCSR（企業の社会的責任）の要求が非常に大きくなっており、人権や多様性に配慮することも求められている。 <p>そういった状況になっているため、うまくPRすれば、講座等の参加者が増えるのではないかと考えている。</p>					
3	SDGsの達成に向け活動する企業への支援	多様な働き方の導入や女性活躍の促進などを指標として、経営活動のなかでSDGsの達成に向け取り組んでいる企業に対し事業資金として区内金融機関による低利・長期の融資をあっせんし、信用保証料の補助に加え、利子補給の優遇措置を行う。	<p>SDGs活動企業（ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる企業）を支援するため、令和3年から「SDGs活動企業支援融資」を開始し継続実施した。事業用運転・設備資金を区内金融機関による低利・長期の融資を斡旋し、信用保証料の補助に加え、利子補給の優遇措置を行った。</p> <p>融資実行実績： H29年度（5）、H30年度（3）、H31年度（0）、R2年度（0）、R3年度（1）、R4年度（2）</p>	B	<p>現状：令和2年度まではワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる企業の事業用運転資金を対象としていたが、令和3年からSDGs活動企業の運転・設備資金に対象者を広げて実施し、継続している。</p> <p>課題：利用が伸び悩んでいる。認知度向上のため周知活動の必要性を認める。</p>	継続	今後もSDGs活動企業（ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる企業）の事業に必要な運転資金、設備資金の支援について事業を継続する。	産業経済課
4	社会的要請型総合評価一般競争入札における評価	ワーク・ライフ・バランス推進や女性の活躍推進の取組に関する評価項目を設け、取組を行っている事業者に対して評価の加点を行う。	ワークライフバランス推進のための取組として、長時間労働削減などの実績を評価した。また、女性活躍推進の取組として、新規雇用（過去3年間）、継続雇用（3か月以上）や、女性が働きやすい環境づくり（現場に女性トイレ、更衣室の設置等）の実績を評価した。	A	<p>現状：令和4年度学校改築工事、入札参加事業者14事業者中13事業者が評価点を獲得</p> <p>課題：社会的要請型総合評価一般競争入札の対象案件が少なく、効果が限定的である。また、建設業界は比較的男性技術職員の多い職種であるため、評価点の獲得に至らない事業者もある。</p>	継続	今後の社会的要請型総合評価一般競争入札における評価の内容、点数配分について検討していく。	用地経理課
5	男女共同参画に係る推進会議の運営	男女共同参画社会の実現に向けて、学識経験者、産業分野、労働分野、区民等の代表と広く意見交換を行う。	令和4年度より、「江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例」に基づき、「江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会推進会議」を開催し、江戸川区男女共同参画推進計画に基づく区施策の進捗状況を報告し、意見交換を行っている。	A	<p>現状：区の男女共同参画計画の進捗状況について報告するとともに、地域の実情に関する情報共有等も行っている。</p>	継続	毎年度、定期的に推進会議を開催し、区政の推進状況等に対するご意見を区施策に反映させていく。	総務課

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	取組	内容	令和4年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
6	事業所としてのワーク・ライフ・バランスの推進	「特定事業主行動計画」に基づく、時間外勤務縮減、年次有給休暇の計画的取得の促進等により、子育て・介護に参加しやすい環境を整える。	<p>特定事業主行動計画（第4期）の目標より抜粋</p> <p>【男性職員の育児支援】 男性職員が取得できる子育て支援に関する休暇・休業の取得について、取得率を令和3年度中に100%にするため、「パパママ子育て計画書」の作成を管理職（又は係長級）に義務付けした。</p> <p>【超過勤務の縮減】 時間外勤務が月45時間を超える職員については、所属長からの届出による報告に加え、月80時間超及び3か月連続60時間超の職員に対し、産業医面接を実施し健康面での指導及び業務配慮等を実施した。平成31年4月より時間外勤務時間に上限を設ける条例等の規定を新たに策定した。関連規定に基づき、時間外勤務の縮減に向けた所属及び職員への周知啓発の通知を継続的に発出してきた。</p> <p>【年次有給休暇の取得促進】 年次有給休暇の確実な取得に向けた職員への通達を行った。所属長が主体となって促進するために、勤怠管理システムを活用した年休取得状況の確認方法についての周知も実施した。</p>	B	<p>特定事業主行動計画（第4期）令和3年度検証より抜粋 ※令和4年度の検証は令和5年度に行う。</p> <p>【男性職員の育児支援】 令和3年度は目標（男性職員が取得できる子育て支援に関する休暇・休業の取得率100%）未達であったが、取得率は令和2年度から上昇（令和2年度：88.2%⇒令和3年度：95.5%）し、過去5年度で最高の数値となり、男性の育児参加の重要性や職場の理解力などが定着してきたことが窺える。</p> <p>【超過勤務の縮減】 令和3年度は目標（100時間超え、3か月連続80時間超えを共に〇）未達であったが、令和2年度と令和3年度を比較し、「月80時間超え～100時間以内（159名⇒145名）・月100時間超え（127名⇒145名）・3か月連続80時間超え（43名⇒49名）」の時間外勤務をした職員数は月100時間超え、3か月連続80時間超えの職員数は増加となった。また、1人当たりの年間平均時間外勤務時間数は過去5年度で最も高い数字（106.2時間）となった。</p> <p>【年次有給休暇の取得促進】 令和3年度は全体及び管理職共に目標（一人あたりの取得日数割合を付与日数の80%、5日以上取得する職員の割合を100%）未達であったが、令和2年度と令和3年度を比較し、平均取得日数（全体：14.4日⇒14.9日、管理職：6日⇒7.7日）、平均取得日数割合（全体：72.0%⇒74.3%、管理職：29.9%⇒38.3%）は上昇した。管理職の平均取得日数、平均取得日数割合においては、全体平均の半分以下となっており、抱えている業務量や多様化する行政需要の対応等により取得しにくい環境になっていることが窺える。</p>	継続	引き続き、特定事業主行動計画（第4期）に基づいて男性職員の育児支援、時間外勤務の縮減、年次有給休暇の取得促進を行っていく。	職員課
<p>【推進会議委員の意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・江戸川区の待機児童はゼロということによろしいか。 ・（区説明）江戸川区の待機児童はゼロと報告を受けている。 ・待機児童ゼロや、男性の育休取得支援事業、区の男性職員の子育て支援に関する休暇・休業の令和3年度取得率95.5%など、区の頑張りが見られる報告内容だと思う。 ・男性職員の育休休業取得の取得率等が問題になっていると思うが、「取るだけ育休」ということではどうしようもないので、育休休業の実態を調べてみることも必要ではないかと思っている。 ・父親向けの情報発信にも力を入れて、「もう当たり前なんだからちゃんと頑張ってるね」と働きかけてほしい。 								

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	取組	内容	令和4年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
R3-1	公契約条例施行に伴う労働環境等の確認	公契約条例適用の案件について、労働環境等の確認の一環として労働環境等確認報告書にてワーク・ライフ・バランス推進の項目を設けている。	公契約条例第22条第3号に基づく労働環境等確認報告書にてワーク・ライフ・バランス推進の有無を確認している。	A	公契約条例適用案件を受注した全ての事業者からワークライフバランス推進の取組を実施しているとの報告を受けている。	継続	引き続き、現在の取組を継続していく。	用地経理課

② 女性の就労における男女共同参画に関する理解の促進

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	取組	内容	令和4年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
再1	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	各所属からの依頼により継続して実施していく。	各所属からの依頼により、広報誌への掲載（9回）区ホームページ（37コンテンツ）SNSへの掲載（全51件）区民ニュース（2回）実施した。	A	広報誌やSNS、区民ニュースへの掲載を引き続き各所属と連携して継続していく。	継続	継続して、各所属と連携して情報が区民に行き届くように区ホームページ、広報誌、SNS、区民ニュース等による周知を行っていく。 また、新規情報発信ツール導入時には全庁的に周知し、積極的な配信を実施していく。	広報課
		待遇や職務内容等における男女平等の実現に向け、仕事と家庭生活の両立を促進するための情報の周知を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画週間記念講演会や啓発展示の実施による啓発周知 ワーク・ライフ・バランス講座実施時の情報周知 SNSによる、各種啓発期間等にちなむ情報発信（9回） 	A	現状：講座実施の際の啓発資料配布やパネル展示、SNSの配信等により啓発を実施している 課題：講座等の参加者は、男女共同参画等に当初より関心がある方の参加に偏っており、年齢にも偏りがみられる	継続	<ul style="list-style-type: none"> 様々な広報媒体の活用により、引き続き全区民への情報発信を行い、特に若年層への訴求を高めていく。 SNSによる、各種啓発期間等にちなむ情報発信を年10回以上行っていく。 	総務課
		各産業諸団体に対して、働く女性のイメージアップや女性リーダーを支援するような施策の周知を行う。	<ol style="list-style-type: none"> 【女性リーダーへの支援】「あっせん融資」の申込みでは、男女問わず、同内容の基準で行っている。 商店街施策説明会において、各商店街会長及び商店会役員等に対して、商店街の女性グループが行うイベント事業支援制度について紹介した。 令和5年7月20日の農業委員会改選に向けて、JA東京スマイルへ女性委員の推薦依頼を行った。 	B	<ol style="list-style-type: none"> 左記のとおり実施し、男女差別なく「あっせん融資」を行えている。 該当事業の利用申請がない。 女性1名の推薦があり、議会の同意を得て任命することとなった。 第5次男女共同基本計画の目標である女性登用3割（13名中4名）を目指す。	継続	<ol style="list-style-type: none"> 引き続き、男女差別なく「あっせん融資」を行っていく。 引き続き、商店街全体の会合で事業の紹介を行う。 若手経営者支援事業「江戸経塾」構成メンバーに事業紹介する。 農業ニュースや農地確認に伴う農家訪問の際に女性農業委員就任の周知を行い、次回（令和8年7月）改選時の女性委員登用の拡大（1名から4名へ）を図る。 	産業経済課

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	取組	内容	令和4年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
再2	ワーク・ライフ・バランスを促進する講座等の実施	男性は仕事、女性は家事・育児という性別役割分担意識を払しょくし、男女が共に仕事と家庭を両立できるように、男性の家事等の参加を促進する講座等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 企業向けのワーク・ライフ・バランス推進講座や男性向けの家事入門講座等を実施している。なお、参加のハードルを下げるため、オンライン同時配信を併用している。 【実施実績】 R4：講座等参加者計63名（4回実施） 	A	<p>現状：講座アンケートで概ね好評を得ている</p> <p>課題：特に事業者や管理職を主な対象とした講座について、参加者数が伸び悩んでいる</p>	継続	<ul style="list-style-type: none"> 参加しやすさの確保のため、実施時刻等を検討しながら講座を実施する。 事業者や管理職を主な対象とする講座については、経営者団体への情報提供等を適宜行う。 	総務課
8	ハローベビー教室	初妊婦及びその配偶者等を対象に、妊娠・出産についての知識や心構え、出産準備や赤ちゃんのお世話方法などについての講座を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 平日コース（2日制）と休日コース（1日制）を用意。就労妊婦やその夫（パートナー）が参加しやすいように、需要の多かった休日コースの回数を増やして実施。 専門職による講義、育児体験や妊婦体験等を通し親自身の自覚を高める内容。 参加者実績：R2（2,264）、R3（3,367）、R4（3,013） <p>【推進会議委員の意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ハローベビー教室」に、夫婦での参加が増えており、さらに休日コースの実施回数を増やしたため参加が増えたとあり、ただ「やりました」というだけではなく、具体的な工夫や効果が見えて頼もしいと思った。 ハローベビー教室について、平日しか開催されなかったことや、男性の参加がないこともあったなど、自分の体験を思い出した。 母子手帳の取得のため妊娠届を提出することになるが、平日昼間でないと提出できず、働いている人はどうするのかと思った。その後も保健師との面談等があるが、すべて平日の開庁時間内に行かなければならない。そういったものについて、オンライン対応としたり、土日祝日や6時以降にも対応してもらえると、働きながらも行政につながっていただけるのではないかと感じた。 	A	<p>現状：平日、休日コース共に、夫婦での参加が増えている。</p> <p>R4年度より休日コースの回数が増えた事により以前に比べお断り件数は減少した。平日コースについては参加者数が定員をかなり下回っている状況。</p> <p>課題：平日コースについては必要数に見合った開催数に整理する必要がある。また平日休みの人が参加しやすいよう開催曜日や時間帯を偏りのないよう調整する必要がある。</p>	継続	<ul style="list-style-type: none"> 休日コースの開催回数・定員の増加。 平日コースの回数を必要数に見合った回数に調整。 平日コースの開催曜日、時間帯の偏りを調整。 	健康サービス課（健康サポートセンター）
9	区職員の能力開発（研修）	女性職員を対象としたキャリアデザイン研修の実施や日頃の研修において男女共同参画や女性活躍推進の意識啓発を行う。	<p>キャリアデザイン研修を希望制で年1回実施した。</p> <p>受講者数：36名（うち女性職員12名）</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、個別に動画視聴。</p>	A	<p>キャリアデザイン研修の一部に、女性管理職からのメッセージ（動画）が視聴できるコンテンツを設けるなど、女性活躍推進の意識啓発を行うことができた。</p>	継続	<p>引き続き、年1回、女性職員を対象としたキャリアデザイン研修を実施する。</p>	職員課

③ 女性の活躍推進

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	取組	内容	令和4年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
再1	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	各所属からの依頼により継続して実施していく。また、掲載の詳細（掲載文章や掲載する媒体等）は所属と都度調整をする。	各所属からの依頼により、広報誌への掲載（9回）区ホームページ（37コンテンツ）SNSへの掲載（全51件）区民ニュース（2回）実施した。	A	広報誌やSNS、区民ニュースへの掲載を引き続き各所属と連携して継続していく。	継続	継続して、各所属と連携して情報が区民に行き届くように区ホームページ、広報誌、SNS、区民ニュース等による周知を行っていく。また、新規情報発信ツール導入時には全庁的に周知し、積極的な配信を実施していく。	広報課
		待遇や職務内容等における男女平等の実現に向け、仕事と家庭生活の両立を促進するための情報の周知を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画週間記念講演会や啓発展示の実施による啓発周知 ワーク・ライフ・バランス講座実施時の情報周知 SNSによる、各種啓発期間等にちなむ情報発信（9回） 	A	現状：講座実施の際の啓発資料配布やパネル展示、SNSの配信等により啓発を実施している 課題：講座等の参加者は、男女共同参画等に当初より関心がある方の参加に偏っており、年齢にも偏りがみられる	継続	<ul style="list-style-type: none"> 様々な広報媒体の活用により、引き続き全区民への情報発信を行い、特に若年層への訴求を高めていく。 SNSによる、各種啓発期間等にちなむ情報発信を年10回以上行っていく。 	総務課
		各産業諸団体に対して、働く女性のイメージアップや女性リーダーを支援するような施策の周知を行う。	<p>①【女性リーダーへの支援】 「あっせん融資」の申込みでは、男女問わず、同内容の基準で行っている。</p> <p>②商店街施策説明会において、各商店街会長及び商店街役員等に対して、商店街の女性グループが行うイベント事業支援制度について紹介した。</p> <p>③令和5年7月20日の農業委員会改選に向けて、JA東京スマイルへ女性委員の推薦依頼を行った。</p>	B	①上記のとおり実施し、男女差別なく「あっせん融資」を行えている。 ②該当事業の利用申請がない。 ③女性1名の推薦があり、議会の同意を得て任命することとなった。 第5次男女共同基本計画の目標である女性登用3割（13名中4名）を目指す。	継続	<p>①引き続き、男女差別なく「あっせん融資」を行っていく。</p> <p>②引き続き、商店街全体の会で事業の紹介を行う。 若手経営者支援事業「江戸経塾」構成メンバーに事業紹介する。</p> <p>③農業ニュースや農地確認に伴う農家訪問の際に女性農業委員就任の周知を行い、次回（令和8年7月）改選時の女性委員登用の拡大（1名から4名へ）を図る。</p>	産業経済課
再4	社会的要請型総合評価一般競争入札における評価	ワーク・ライフ・バランス推進や女性の活躍推進の取組に関する評価項目を設け、取組を行っている事業者に対して評価の加点を行う。	ワークライフバランス推進のための取組として、長時間労働削減などの実績を評価した。また、女性活躍推進の取組として、新規雇用（過去3年間）、継続雇用（3か月以上）や、女性が働きやすい環境づくり（現場に女性トイレ、更衣室の設置等）の実績を評価した。	A	現状：令和4年度学校改築工事、入札参加事業者14事業者中13事業者が評価点を獲得 課題：社会的要請型総合評価一般競争入札の対象案件が少なく、効果が限定的である。また、建設業界は比較的男性技術職員の多い職種であるため、評価点の獲得に至らない事業者もある。	継続	今後の社会的要請型総合評価一般競争入札における評価の内容、点数配分について検討していく。	用地地理課
10	創業支援事業	起業希望者に対して、関係機関や専門家等と連携し、起業に係る学習機会の提供、窓口相談の設置、事業活動に必要な経費の一部を助成するなど、起業希望者の状況に応じた支援を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年度から「えどがわ起業家ゼミナル」を実施。令和4年度の受講者数は56名。そのうち半数強は女性。 令和2年度より創業促進助成事業を実施。令和4年度は、7名（件）に交付決定をした。そのうち3人は女性。 	B	創業前の支援である起業家ゼミナルは、修了生の約半数が女性であり、かつ実際に起業を果たす事例も見られ、成果を出している。 創業時、もしくは創業後間もない時期の支援である創業促進助成事業においても交付決定をした約半数は女性である。実際に創業し、事業を継続している経営者もおり一定の成果は出している。	継続	一定の成果を出しており、今後も事業を継続する。	産業経済課

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	取組	内容	令和4年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
11	女性の再就職支援セミナー	ハローワーク及び東京しごとセンターと共同で再就職支援セミナーを開催し、女性の再就職を支援する。	例年、子連れ参加や一時保育の実施により参加しやすい工夫をしながら開催している。 【実施実績】 ・R4講座等参加者計69名（5回実施） 【推進会議委員の意見等】 ・子どもが小学生になってから再就職する女性も多い中で、再就職支援等をしていくことが大切なのだと改めて認識した。	A	現状：共催事業であり、毎年良好に実施できている。 企画はハローワーク及び東京しごとセンターが行っている。	縮小・見直し	令和5年度以降は地域振興課にて共催を行う。	総務課
12	就職面接会・就労支援セミナー	就職面接会を開催し、求職者が企業と直接面接できる機会を提供するとともに、就労支援セミナーにおいて、様々な方を対象に業種・職種の選び方、自己理解、面接対策に役立つセミナーを実施する。	<共催セミナー・就職面接会> ハローワーク木場や東京都等と共催・後援で就職面接会やセミナーを開催。年齢別、女性向け、外国人向けに対応。 参加者実績（全合計）：R4（502）	A	・取りこぼしが無いように様々な方を対象としたセミナーや就職面接会等を実施し、多くの方々に参加していただくことができ、就職につなげることができた。 ・女性の再就職のサポートとしてセミナーやWord・Excelの基礎的な訓練を実施するなど、女性の活躍推進に貢献することができている。	継続	・共催、後援のセミナー等を引き続き実施する。 ・全てのセミナーにおいて定員に対する参加者数の割合が100%になることを目指す。	地域振興課
13	ほっとワークえどがわ	ハローワーク木場と連携し、本庁舎内で年齢・性別に関係なく、仕事に関する相談・紹介を実施する。	就職を希望する地域住民に対して職業相談及び職業紹介を実施するとともに、各種相談を行い、住民の雇用促進を図った。 新規求職者数/就職者数：R4（1384/587）	A	ハローワーク木場の職業相談員を、江戸川区役所内に「ほっとワークえどがわ」に配置することで、近隣住民の利便性を活かした職業相談・紹介をすることができた。	継続	引き続き江戸川区役所内での運営メリットを活かし、求職者のニーズに応じた効果的な就労支援を目指していく。	地域振興課
14	ヤングほっとワークえどがわ	若年層に特化していた就労支援を全年齢対象に拡充し、キャリアカウンセラーが就職相談を実施する。また、これまで開設していた船堀ワークプラザ内のヤングほっとワークえどがわに加え、本庁舎でも相談窓口を設置する。	・若年層に特化した就労支援を行っていたものを、年齢制限を撤廃し、全年齢へと対象を拡大した。 ・生活相談員が個々のニーズに合わせて、自己理解からの目標の明確化、情報収集の仕方、職業適正診断、応募書類の書き方、面接対策のアドバイスや就職に必要なパソコンの個別指導を実施した。 ・登録者へのアフターフォローを実施した。 ・利用者実績：R4（773）	A	・就労に不安を抱える方から、どのように就職に臨めばよいか等、就職に向けた事前準備、考え方、また就職に必要なスキルとしてパソコン指導を個別対応し、支援することができた。 ・アフターフォローの実施により、利用者の就労状況の把握が可能となった。	継続	・取組内容に記載したとおり、引き続き、就職に関するカウンセリングや就労のためのパソコン教室、職業の適正診断を実施していく。 ・相談者の就労率100%を目指す。	地域振興課

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	取組	内容	令和4年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
15	公平な区職員の採用及び昇任選考の実施	男女差別なく区職員の採用及び昇任選考を行い、能力本位の人事制度を実施する。	<p>【採用】 職員の採用にあたっては、男女問わず、同内容の選考を実施している。</p> <p>【昇任選考】 平成29年度から各種昇任選考の試験当日に育児休業取得中であっても受験を可能にした。</p>	A	<p>【採用】 左記のとおり実施し、男女差別なく区職員の採用を行えている。</p> <p>【昇任選考】 昇任選考や能力実証の受験機会及び対象範囲は男女平等に設けられているため、昇任意欲の醸成や男女平等に働きやすい環境の構築が課題である。</p>	継続	<p>【採用】 引き続き、男女差別なく採用活動を行っていく。</p> <p>【昇任選考】 ・育児休業取得中でも受験可能であることを所属長より確実に周知する。 ・昇任後であっても仕事と育児や介護を両立するための休暇等の制度は当然利用可能であることをアピールすると共に、男性の育児取得や子の看護休暇対象年齢拡大など、両立しやすい環境や制度が拡充されていることも確実に周知する。</p>	職員課
16	区職員の人事配置における配慮	政策・方針決定過程において男女が平等に参画し、多様な意見が反映される環境を整えるため、男女差別なく優秀な人材を登用することを原則に、女性管理職の人数の増加を目指す。	<p>女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画から、以下の2点に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性職員に対してキャリアデザイン研修等を通して管理職への意識づけし、管理職選考の受験を促した。 ・多様な職務経験を付与できるよう、従来、男性中心であったポストに女性係長を配置した。 <p>これにより、全管理職数に占める女性の割合はH29年度14%（74名中10名）、H30年度15%（80名中12名）、H31年度20%（82名中16名）、R2年度19%（78名中15名）、R3年度21%（78名中16名）、R4年度22%（78名中17名）と増加傾向で推移している。</p>	A	<p>これまでの取組により、女性管理職の人数は増加傾向にあるが、令和2年度に全職員に対して実施した昇任意欲アンケートによると、「管理職に昇任したくない」と考える女性は64%と男性33%の約2倍となっており、昇任したくない原因をターゲットとしたさらなる対策を講じる必要がある。</p>	拡充	<p>特定事業主行動計画（第4期）として、以下を目標に掲げて取り組む。</p> <p>《目標》 管理職選考における女性受験者を、2020年代の可能な限り早期に30%増にする。さらに達成した後は、50%増を目指す。</p> <p>《取組内容》 （1）管理職への意識づけ キャリアデザイン研修等の中で女性職員の管理職昇任への意識づけを強化する。 （2）能力等に応じた登用 日頃の業務の中で、発揮してきた能力や実績を適切に評価し、意欲と能力のある女性職員を積極的に発掘し、女性職員の管理職の拡大に努める。</p> <p>また、管理職昇任へつながる係長級への登用を推し進めるため、女性職員へのキャリア形成支援を同計画に基づいて進める。</p>	職員課

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	取組	内容	令和4年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
再6	事業所としてのワーク・ライフ・バランスの推進	「特定事業主行動計画」に基づく、時間外勤務縮減、年次有給休暇の計画的取得の促進等により、子育て・介護に参加しやすい環境を整える。	<p>特定事業主行動計画（第4期）の目標より抜粋</p> <p>【男性職員の育児支援】 男性職員が取得できる子育て支援に関する休暇・休業の取得について、取得率を令和3年度中に100%にするため、「パパママ子育て計画書」の作成を管理職（又は係長級）に義務付けした。</p> <p>【超過勤務の縮減】 時間外勤務が月45時間を超える職員については、所属長からの届出による報告に加え、月80時間超及び3か月連続60時間超の職員に対し、産業医面接を実施し健康面での指導及び業務配慮等を実施した。平成31年4月より時間外勤務時間に上限を設ける条例等の規定を新たに策定した。関連規定に基づき、時間外勤務の縮減に向けた所属及び職員への周知啓発の通知を継続的に発出してきた。</p> <p>【年次有給休暇の取得促進】 年次有給休暇の確実な取得に向けた職員への通達を行った。所属長が主体となって促進するために、勤怠管理システムを活用した年休取得状況の確認方法についての周知も実施した。</p>	B	<p>特定事業主行動計画（第4期）令和3年度検証より抜粋 ※令和4年度の検証は令和5年度に行う。</p> <p>【男性職員の育児支援】 令和3年度は目標（男性職員が取得できる子育て支援に関する休暇・休業の取得率100%）未達であったが、取得率は令和2年度から上昇（令和2年度：88.2%⇒令和3年度：95.5%）し、過去5年度で最高の数値となり、男性の育児参加の重要性や職場の理解力などが定着してきたことが窺える。</p> <p>【超過勤務の縮減】 令和3年度は目標（100時間超え、3か月連続80時間超えを共に〇）未達であったが、令和2年度と令和3年度を比較し、「月80時間超え～100時間以内（159名⇒145名）・月100時間超え（127名⇒145名）・3か月連続80時間超え（43名⇒49名）」の時間外勤務をした職員数は月100時間超え、3か月連続80時間超えの職員数は増加となった。また、1人当たりの年間平均時間外勤務時間数は過去5年度で最も高い数字（106.2時間）となった。</p> <p>【年次有給休暇の取得促進】 令和3年度は全体及び管理職共に目標（一人あたりの取得日数割合を付与日数の80%、5日以上取得する職員の割合を100%）未達であったが、令和2年度と令和3年度を比較し、平均取得日数（全体：14.4日⇒14.9日、管理職：6日⇒7.7日）、平均取得日数割合（全体：72.0%⇒74.3%、管理職：29.9%⇒38.3%）は上昇した。管理職の平均取得日数、平均取得日数割合においては、全体平均の半分以下となっており、抱えている業務量や多様化する行政需要の対応等により取得しにくい環境になっていることが窺える。</p>	継続	引き続き、特定事業主行動計画（第4期）に基づいて男性職員の育児支援、時間外勤務の縮減、年次有給休暇の取得促進を行っていく。	職員課
再9	区職員の能力開発（研修）	女性職員を対象としたキャリアデザイン研修の実施や日頃の研修において男女共同参画や女性活躍推進の意識啓発を行う。	キャリアデザイン研修を希望制で年1回実施した。受講者数：36名（うち女性職員12名） ※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、個別に動画視聴。	A	キャリアデザイン研修の一部に、女性管理職からのメッセージ（動画）が視聴できるコンテンツを設けるなど、女性活躍推進の意識啓発を行うことができた。	継続	引き続き、年1回、女性職員を対象としたキャリアデザイン研修を実施する。	職員課

④ 事業者等による取組の促進

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	取組	内容	令和4年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
再2	ワーク・ライフ・バランスを促進する講座等の実施	男性は仕事、女性は家事・育児という性別役割分担意識を払しょくし、男女が共に仕事と家庭を両立できるように、男性の家事等の参加を促進する講座等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 企業向けのワーク・ライフ・バランス推進講座や男性向けの家事入門講座等を実施している。なお、参加のハードルを下げるため、オンライン同時配信を併用している。 【実施実績】 R4：講座等参加者計63名（4回実施） 	A	<p>現状：講座アンケートで概ね好評を得ている</p> <p>課題：特に事業者や管理職を主な対象とした講座について、参加者数が伸び悩んでいる</p>	継続	<ul style="list-style-type: none"> 参加しやすさの確保のため、実施時刻等を検討しながら講座を実施する。 事業者や管理職を主な対象とする講座については、経営者団体への情報提供等を適宜行う。 	総務課
再3	SDGsの達成に向け活動する企業への支援	多様な働き方の導入や女性活躍の促進などを指標として、経営活動のなかでSDGsの達成に向け取り組んでいる企業に対し事業資金として区内金融機関による低利・長期の融資をあっせんし、信用保証料の補助に加え、利子補給の優遇措置を行う。	<p>SDGs活動企業（ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる企業）を支援するため、令和3年から「SDGs活動企業支援融資」を開始し継続実施した。事業用運転・設備資金を区内金融機関による低利・長期の融資を斡旋し、信用保証料の補助に加え、利子補給の優遇措置を行った。</p> <p>融資実行実績： H29年度（5）、H30年度（3）、H31年度（0）、R2年度（0）、R3年度（1）、R4年度（2）</p>	B	<p>現状：令和2年度まではワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる企業の事業用運転資金を対象としていたが、令和3年からSDGs活動企業の運転・設備資金に対象者を広げて実施し、継続している。</p> <p>課題：利用が伸び悩んでいる。認知度向上のため周知活動の必要性を認める。</p>	継続	今後もSDGs活動企業（ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる企業）の事業に必要な運転資金、設備資金の支援について事業を継続する。	産業経済課
再4	社会的要請型総合評価一般競争入札における評価	ワーク・ライフ・バランス推進や女性の活躍推進の取組に関する評価項目を設け、取組を行っている事業者に対して評価の加点を行う。	ワークライフバランス推進のための取組として、長時間労働削減などの実績を評価した。また、女性活躍推進の取組として、新規雇用（過去3年間）、継続雇用（3か月以上）や、女性が働きやすい環境づくり（現場に女性トイレ、更衣室の設置等）の実績を評価した。	A	<p>現状：令和4年度学校改築工事、入札参加事業者14事業者中13事業者が評価点を獲得</p> <p>課題：社会的要請型総合評価一般競争入札の対象案件が少なく、効果が限定的である。また、建設業界は比較的男性技術職員の多い職種であるため、評価点の獲得に至らない事業者もある。</p>	継続	今後の社会的要請型総合評価一般競争入札における評価の内容、点数配分について検討していく。	用地経理課

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	取組	内容	令和4年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
再16	区職員の人事配置における配慮	政策・方針決定過程において男女が平等に参画し、多様な意見が反映される環境を整えるため、男女差別なく優秀な人材を登用することを原則に、女性管理職の人数の増加を目指す。	<p>女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画から、以下の2点に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性職員に対してキャリアデザイン研修等を通して管理職への意識づけし、管理職選考の受験を促した。 多様な職務経験を付与できるよう、従来、男性中心であったポストに女性係長を配置した。 <p>これにより、全管理職数に占める女性の割合はH29年度14%（74名中10名）、H30年度15%（80名中12名）、H31年度20%（82名中16名）、R2年度19%（78名中15名）、R3年度21%（78名中16名）、R4年度22%（78名中17名）と増加傾向で推移している。</p>	A	これまでの取組により、女性管理職の人数は増加傾向にあるが、令和2年度に全職員に対して実施した昇任意欲アンケートによると、「管理職に昇任したくない」と考える女性は64%と男性33%の約2倍となっており、昇任したくない原因をターゲットとしたさらなる対策を講じる必要がある。	拡充	<p>特定事業主行動計画（第4期）として、以下を目標に掲げて取り組む。</p> <p>《目標》 管理職選考における女性受験者を、2020年代の可能な限り早期に30%増にする。さらに達成した後は、50%増を目指す。</p> <p>《取組内容》 （1）管理職への意識づけ キャリアデザイン研修等の中で女性職員の管理職昇任への意識づけを強化する。 （2）能力等に応じた登用 日頃の業務の中で、発揮してきた能力や実績を適切に評価し、意欲と能力のある女性職員を積極的に発掘し、女性職員の管理職の拡大に努める。</p> <p>また、管理職昇任へつなげる係長級への登用を推し進めるため、女性職員へのキャリア形成支援を同計画に基づいて進める。</p>	職員課
17	長期育児休業支援制度	国制度（2歳まで）を超える育児休業を取得できる体制を整えた企業とその取得者に対し、区が独自に補助を行うことで、待機児童数の減少を図るとともにワーク・ライフ・バランスの増進を図る。	<p>2歳以降も育児休業を取得できる環境に整備した企業の認定及び育児者へ補助金の交付を行った。</p> <p>利用実績のある介護事業者に向けた制度周知（自治体・事業者情報共有連絡サイトへの掲載、連絡会での制度説明） ＜令和4年度実績＞ 認定事業者件数：5社 育児取得者数：6名</p>	B	<p>現状：利用状況は認定事業者・育児取得者ともに制度開始時（令和2年度）から横ばいである。</p> <p>課題：企業への周知が不足している。</p>	継続	<p>区民及び江戸川区の中小企業が所属する様々な団体等への制度周知を進めていくことで子育ての多様な選択肢の一つとして利用が進むよう努めていく</p>	子育て支援課
<p>【推進会議委員の意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「長期育児休業支援制度」について、2歳以降も育児休業を取得できる環境に整備した企業の認定、育児取得者への補助金の交付の数が横ばいであり伸びていないとあるが、区として、どの程度、こういった形で周知をしているのか、また、認定事業者の5社はこういった業種なのかを教えてください。 「2歳まで育児、その後は保育園に預けて復職」ということだけではなく、2歳以降も育児が取得可能となる、とてもいい取組なのかと思っている。 （区説明）子育て支援課窓口にチラシを配置しているほか、介護保険課所管の介護事業者連絡会にて制度説明を行った。制度の対象者が限られているため、対象を絞って周知を行っている。 （区説明）認定事業者の業種内訳（令和2年度制度開始後の累計）については、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> 小売業4社／幼稚園2社／介護事業者2社／その他2社／NPO法人1社／金属業1社／歯科医院1社 								

(2) ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援

① 多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	取組	内容	令和4年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
18	保育ママ	生後9週目から1歳未満の乳児を預かることで、保護者が就労できる環境を整える。	多様化する保護者の働き方に対応するため、時間外保育を19時までとしている。また、保育ママが安心して保育にあたるよう、保育補助費等の補助金を改定し、処遇改善を行った。	A	保育ママの配置に地域差がある。保育需要の多い地域、配置の少ない地域の保育ママ確保が引き続き課題となる。	継続	需要と供給のバランスを平準化するため、保育ママの人材確保に向けて今後も取り組んでいく。	保育課
19	保育施設の定員拡大	認可保育施設（認可保育園、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所）の新設等を行い、多様な保育ニーズに対応する。	認可保育施設の新設等により、保育定員の拡大を行った。 実績 ・認可保育所1園（認証保育所からの移行） ・小規模保育所2園（認証保育所からの移行1園、大規模住宅の開発に合わせた整備1園） ・認定こども園2園（幼稚園からの移行）	A	令和4年度に続き、令和5年度も区の待機児童数はゼロとなったが、現状、本区の保育サービス利用率は他区市町村と比較し、かなり低い状況にある。また、医療的ケア児や障害児の受入れ等、現在の既存施設では対応できていない潜在的需要もある。	継続	幼稚園の認定こども園への移行や医療的ケア児等の受入れ可能施設の整備等、多様な保育ニーズや女性の社会進出に対応できるよう、引き続き保育の受け皿の確保を進めていく。	子育て支援課
20	私立幼稚園の預かり保育	私立幼稚園において、通常の教育時間の前後に在園児の預かり保育を実施することにより、多様な保育ニーズに対応する。	私立幼稚園預かり保育事業に対する補助事業を実施している。	B	現状：区補助事業では、預かり保育を年間220日以上実施するなどの要件を定めており、区内36園ある私立幼稚園のうち、21園が実施している。それ以外の15園は、補助事業に該当しない預かり保育を実施している。 課題：区の補助事業に該当する園の拡大	拡充	区補助事業に該当する園の拡大を図るため、それ以外の幼稚園に対する働きかけを行っていく。	子育て支援課
21	延長保育	認可保育施設（認可保育園、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所）において、開所時間や利用時間を超えて延長保育を実施することにより、多様な保育ニーズに対応する。	認可保育施設133園で実施。私立園については、区の補助事業を実施している。	A	現状：「実施した取組み内容」のとおり 課題：保護者の働き方の変化による、利用ニーズの変動	継続	ニーズ変動の動向を見据えていく	子育て支援課
21	延長保育	認可保育施設（認可保育園、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所）において、開所時間や利用時間を超えて延長保育を実施することにより、多様な保育ニーズに対応する。	各園に通う保護者のニーズに合った延長保育を実施している。	A	区立保育園の延長保育を継続して実施してきた。女性の働き方が多様化している中で、幅広いニーズに今後も対応していくことが必要である。	継続	今後も利用者ニーズの多様化が考えられるため、継続した延長保育枠の確保を担う。	保育課

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	取組	内容	令和4年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
22	一時保育 （私立保育園・ベビーシッター利用支援）	保護者の通院、冠婚葬祭や学校行事への出席、リフレッシュなどの場合に、就学前の子どもを一時的に保育することで、多様な保育ニーズに対応する。	<p>【私立保育園】 私立保育園7園で実施。区の補助事業を実施している。</p> <p>【ベビーシッター利用支援】 就学前の子ども一時保育を必要とする保護者に対し、ベビーシッターを利用した場合の利用料の補助を行った。なお、令和4年度より事業の利用がしやすくなるよう補助内容の拡充を行った。 事業内容の実績（利用人数） R3(119)、R4(744) ※R4.1.17より、事業開始</p> <p>【推進会議委員の意見等】 ・江戸川区では待機児童ゼロとのことで素晴らしいと思うが、待機児童ゼロだとしても、保育士はいつでも確保できるようにしておかなければならない。保育士の再就職をバックアップするようなのがあったらいいと思う。</p>	B	<p>【私立保育園】 現状：事業実施園を拡充したいが、一時保育を実施するにあたっては、通常の保育にかかる保育士に加えて保育士を確保する必要がある。 課題：上記保育士確保</p> <p>【ベビーシッター利用支援】 事業の認知拡大や、新型コロナウイルス感染症の流行が収束したことから、利用者数が増加した。</p>	継続	<p>【私立保育園】 既存の保育士確保策を活用し、さらなる保育士確保を促していく。</p> <p>【ベビーシッター利用支援】 引き続き、区ホームページ、チラシ等の配布で事業の周知を行うとともに、分かりやすい利用案内をするよう努めていく。</p>	子育て支援課
23	緊急一時保育 （区立保育園）	保護者の入院など、緊急に保育が必要な子ども（1歳児～就学前）を預かることで、多様な保育ニーズに対応する。	継続的に緊急一時保育に対応した。	B	男性が積極的に育児のための休暇を取得し、緊急時についても保育が可能な機会が増えている傾向にある。ただ、急な入院等で子どもの預け先が必要なケースは多く、相談者の希望を可能な限り受け入れ保育園と調整していくことが必要である。	継続	今後も利用者ニーズの多様化が考えられるため、継続した緊急一時保育の確保を担うため保育園と連携していく。	保育課
24	子どもショートステイ	保護者が病気、就労、育児疲れ等により、子どもを一時的に保育できないときに、宿泊を伴った一時預かりを行い、多様な保育ニーズに対応する。 令和3年度からは、15時～22時までの間預かりを実施するトワイライトステイ事業を実施している。	区内3施設と6つの協力家庭で子どもショートステイ事業を実施。また、区内1施設で子どもトワイライトステイ事業を実施。子どもショートステイ事業利用実績（553日）、子どもトワイライトステイ事業利用実績（119日）。	B	現状：育児疲れによるレスパイト利用など、虐待発生予防・未然防止にもつながっている。 課題：発達面の課題が大きい児童は利用することが困難。	拡充	更なる利用促進を図るため、利用上限日数の見直し、生活困窮世帯の利用料減免対象の拡大、減免後の利用料を見直した。	児童相談所 相談課

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	取組	内容	令和4年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
25	ショートサポート保育（区立幼稚園）	教育時間外の保育が必要な在園児を預かることで、一時的に保育に欠ける状況にある保護者を支援し、個人の状況にとらわれることなく区民生活の充実や男女共同参画の推進を図る。	保護者の就労や求職活動等により教育時間外に保育を必要とする在園児に対し、保育活動を行った。 ・利用者実績：H30(2,715)、H31(2,011)、R2(1,291)、R3(1,460)、R4(1,398)	B	現状：保育を必要とする在園児の家庭が他の保育施設を探す手間なく子どもを預けることができた。 課題：園児数減少等の理由から、全体的な利用数は減少しているものの、利用上限（月12回）近くまで利用する保護者も少なくない。そのため、利用回数の制限が今後の課題といえる。	継続	保育を必要とする在園児に対し、教育時間外に保育活動を引き続き行っていく。また、利用上限回数に関しては、園児数の増減等を踏まえたうえで今後も検討を行う。	学務課
26	病児・病後児保育事業	病気の治療・回復期にあって集団生活が困難な子を医療機関等に敷設された専用スペースで一時的に保育を行う。実施施設には区で補助を実施した。	実績(利用人数) H30、(2,051)、H31(1,954)、R2(577)、R3(1,520)、R4(1,955)	B	利用者数は新型コロナウイルス感染拡大前と同程度の水準となっている。病児期の保育の受け皿として重要な役割を担っており、保護者の就労の一助となっている。	拡充	現在空白地域となっている中央地区での整備を進めるほか、利用者の利便性向上のため利用料金の見直しを行う。	子育て支援課
28	ファミリーサポート事業	区民が育児支援を行う人（協力会員）と受けたい人（依頼会員）となり、会員組織化して子育て家庭を支援することで、多様な保育ニーズに対応する。	子育ての手助けが必要な依頼会員と子育ての手助けが可能な協力会員の双方をつなげるためのマッチング業務を実施。ファミリーサポート事業利用実績（5429回）、入会説明会実施（23回）、スキルアップ講習等実施（23回）。	B	現状：依頼件数に対するマッチング率は全体で80%を超えており、概ね子育ての支援のニーズに応えることができています。 課題：地区ごとの協力会員の人数差。	継続	協力会員確保に向けて、あらゆる機会を捉えて周知を行う。	児童相談所相談課
29	すくすくスクール	放課後の学校施設を活用し、多くの大人との交流や様々な体験により、子ども達の豊かな人間性を育成するとともに学童クラブ機能を包含し、保護者の就労を支援する。 令和3年4月より、学童クラブの実施時間を19時まで延长了。	困難を抱えた人の生活支援の一環として、すくすくスクール学童クラブ登録においては、医療的ケアの必要な児童の受け入れを行うとともに、受け入れに際しては看護師の配置を実施した。	A	現状：令和4年度より、すくすくスクール学童クラブ登録において医療的ケア児の受け入れを行うことにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、保護者の就労を支援することとした。	継続	すくすくスクール学童クラブにおける医療的ケア児の受け入れについては引き続き実施していくとともに、区民に周知していく。	教育推進課

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	取組	内容	令和4年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
30	子どもと家庭の総合相談	子育てや家庭に関する相談を心理士や保育士等の専門相談員が随時受け付け、育児環境を整える。	育児やしつけ、不登校、障害、非行など18歳未満の子どもに関するあらゆる相談に応じる。また、保護者の病気、死亡等の理由により家庭での生活が困難な場合や虐待に関する相談・通告に対応する。 相談件数： H29 (2,940)、H30 (3,412)、H31 (2,546)、R2 (5,204)、R3 (4,882)、R4 (4,955)	B	現状：2年度に児童相談所開設。相談窓口の一元化を図り、様々な相談経路から幅広い内容の相談を受け付けることができた。 課題：適切な相談対応ができるように職員の更なるスキルアップが必要である。	継続	専門職の配置を恒常的にしていく。また、各種研修受講でのスキルアップを図る。	児童相談所相談課
			<p>【推進会議委員の意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業番号30「子どもと家庭の総合相談」について、相談件数が非常に増えているが、実際に携わる専門職はどのくらいいるのか。 ・（区説明）専門職は、保健師3名、児童福祉司43名、医師・看護師3名など配置している。 ・（区説明）相談受理件数3,598件のうち、児童虐待相談が最も多く、1,764件である。児童虐待相談の内訳は、身体的虐待404件、性的虐待14件、心理的虐待1,058件、ネグレクト288件である。 <p>なお、進捗状況調査報告における相談件数4,955件は、相談受理件数3,598件に、関係機関からの問い合わせや相談歴の照会等の件数を加えた数である。</p>					
31	子育てひろば事業	親子（乳幼児）が自由に遊び、交流しながら、子育ての仲間づくりや情報交換を行い、育児環境を整える。	就学前の親子が自由に利用できる子育てひろばを設置し、相互の情報交換やイベントを通じた交流に加え、専門指導員による子育て相談など、健全な子育て環境づくりを図っている。 実績（利用人数） H30 (289,381) H31 (245,305) R2 (154,076) R3 (174,991) R4 (202,021)	B	現状：平成30年度より、3つの部署にまたがっていた所管を一つにまとめ、職員間の情報共有をより促進するなど支援力の向上に努めている。 課題：新型コロナウイルスの影響により利用制限を設けるなど、活動が一部制限されている。	継続	適切な声かけや相談対応等により育児不安を軽減し、必要に応じて専門職員や相談機関につなげることで、多くの子育て世代への支援の充実を進めていく。	子育て支援課
32	親子ひろばあいあい	乳幼児及び保護者に、幼稚園、家庭、地域がともにふれ合える場所を提供することにより、地域の活性化、暮らしの改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境の実現を図る。	幼稚園と地域の応援団が協力し、子育て支援を行った。 ・子育て・発達相談 ・園庭開放 ・親子スクール（親子体験教室、昔遊び、お話し） ・利用者実績：H30(16,564)、H31(10,133)、R2(1,050)、R3(923)、R4(1,259)	B	現状：未就園児が遊ぶ場の提供と育児相談を受けて、育児をとおして地域社会とつながりを持つ機会を設けた。 課題：本事業への参加者数は、R2、R3と比較すると増加しているものの、H31以前ほどの参加者数は得られていない。	継続	幼稚園をコミュニティの場として提供し、親子同士や地域住民との関わりの中で子どもが伸びやかに育つよう子育て支援を引き続き行っていく。	学務課
33	地域共生社会構築の拠点「なごみの家」	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう身近な地域拠点として「なごみの家」を設置する。	子どもから熟年者まで分野を問わず相談を受け、専門機関と連携して支援を行った。また、誰でも気軽に立ち寄り交流できる場の提供や地域のネットワークづくりの支援として、「地域支援会議」を開催した。 相談件数：8,990件 来所者数：40,140人 地域支援会議開催数：8回	B	現状：複合的な課題や狭間のニーズを抱えている方へ、多機関協働による支援や居場所の機能を利用した伴走的な支援を行っている。また、地域支援会議で把握した「地域課題」と「何かやりたいという気持ちを持っている方」のコーディネートを行い、地域活動の支援を行っている。 課題：支援体制の整備と業務の標準化。	継続	なごみの家の活動内容について、区ホームページやリーフレット等の配布にて幅広い周知を行う。	福祉推進課

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	取組	内容	令和4年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
34	熟年相談室の運営	主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師等の専門職が、医療機関・サービス提供事業者・ボランティアなどと連携し、熟年者や家族の方からのあらゆる相談に対し、総合的な対応を行う。	月に1度担当者会を開催し、定期的に情報共有や意見交換を行うことで、対応に係る質の平準化及び向上に取り組んでいる。また、前年度の運営について事業評価を実施。その内容について熟年相談室運営協議会にて報告を行い、第三者からの意見など聴取するなどして、運営に関するPDCAを実施している。	B	業務負担が大きいこと、個々のスキルアップとあわせて熟年相談室のサービスの平準化の推進が課題となっている。	継続	業務負担軽減に向けて一部業務において、DX化を導入している。また、迅速で確かな対応が可能となるよう実務担当者会議等において区と熟年相談室の連携を深めていく。事業評価で把握した好事例を活用できるように、全熟年相談室に共有している。	介護保険課
<p>【推進会議委員の意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「熟年相談室の運営」について、この「熟年相談室」は地域包括支援センターを指しているのか。いい言葉だと思うが、他区から転入してきた方には分かりにくい呼び方ではないかと思う。 江戸川区では、地域包括支援センターを「熟年相談室」と呼んでおり、他の区でもそう呼んでいるところがある。それぞれの地区で、「中央熟年相談室」というように、その地域の名前が冠されている。 （区説明）「熟年相談室」という呼び方については、制度発足時に、地域包括支援センターという名称が難しいので親しみやすい呼称にしたと聞いている。 								

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	取組	内容	令和4年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
35	多様な介護サービスの充実	相談窓口の充実や在宅介護サービス、施設介護サービス等の基盤整備を進めるとともに適切なサービス利用につなげることににより介護者の身体的・精神的・経済的な負担の軽減を図る。	<p>【相談窓口の充実】 介護に係る相談を受け付け、必要なサービスを案内し利用につなげた。相談実績：相談者延人数9,901人、相談件数11,540件（介護ホットライン114件を含む）。</p> <p>シルバーカー給付等の相談係独自事業についても、必要な方に案内し、申請を受け付けた。また配食サービス等6つの事業については4年の11月より電子申請受付を開始し、来所しなくても申請できるよう整備した。</p> <p>【施設介護サービス基盤整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス事業者の公募を実施した。 ・公募への応募が少なく、偏在している小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護について、偏在の解消と公募への応募を促進するため、未整備圏域への整備に係る区独自の運営費補助を実施した。 	B	<p>【相談窓口の充実】 介護に係る相談、及び独自事業の案内・申請受付を通し、相談者および家族の安定した生活の維持を図ってきた。 課題：介護保険制度に理解・関心を持たない方は、相談窓口を知らない場合もある。更なる啓発が課題（区ホームページの活用等）。</p> <p>【施設介護サービス基盤整備】 公募を実施した結果、定期巡回・随時対応型訪問介護看護1件、夜間対応型訪問介護1件、看護小規模多機能型居宅介護1件を選定した。</p>	継続	<p>【相談窓口の充実】 区ホームページ等のオンラインを活用し、幅広い周知を図る。</p> <p>【施設介護サービス基盤整備】 引き続き公募を実施し、第8期介護保険事業計画、第9期介護保険事業計画に沿った地域密着型サービスの基盤整備を進める。</p>	介護保険課
			<p>【推進会議委員の意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「多様な介護サービスの充実」に小規模多機能型居宅介護があるが、様々な施設がある中、どのような施設があるのか、ケアマネジャーに説明されて初めて知ることが多い。 ・インターネットで調べる手段もあるが、施設の種類や申し込み方法、入所基準について分かりやすく解説するようなものがあるといいと思う。 ・介護は、1人の要介護者に対して3人いないとできない。最初は誰に相談していいのかわからないので、相談窓口等のPRを工夫していただきたい。若い人たちはチラシやパンフレット、区ホームページはあまり見ないと思うので、SNSで「江戸川区介護」といったハッシュタグを設定する等して、うまく誘導できるように考えてみたらいかかと思う。 ・介護についてのテクノロジーを活用した発信方法について、検討する価値があると思う。私自身が体験した介護のときは、どこに連絡すればいいかわからず、区役所の介護保険課や地域包括支援センターに行き、受けられる支援を聞いた。多くの区民の方はそういったアプローチの方法もわかっていないのではないかと思う。 ・特養（特別養護老人ホーム）にはなかなか入れず、これからも待機者が増えていく。有料老人ホームは経済的に難しい。自宅介護を余儀なくされるなど、介護が厳しい時代になっていくのかと思う。多様な介護サービスが増えていくのはいいが、今後10年でどうなるのか不安を感じている。 ・ケアマネジャーや介護を担う職員の不足により、受け入れができず、必要な介護サービスが使えなくなることを危惧している。ケアマネジャーの担当件数の上限を超えており新規に受けられない事業所も出てきている。 ・ケアマネジャーの数は増えず、サービスを提供する事業所も、介護職員やヘルパーが不足しているため訪問介護を閉鎖してしまったということが増えつつある。とても心配している。 ・介護保険サービスは分かりづらいと意見があったが、本当に複雑である。この複雑な制度を説明できるのがケアマネジャーだ。江戸川区では、地域包括支援センターの案内や、介護保険の基本的なことが載っているパンフレットが出ている。これを手元を持っている方は少なく、申請のため地域包括支援センターに行って初めて手にするという状況である。これでは遅いと思う。介護は突発的に起こることもあるので、駅等の多くの人が見て手に取れるところに置いていただければと思う。 ・ホームページの活用もあるが、ホームページに行きつくことができる方は少ないため、効果的に周知するには、紙媒体で多くの方に見てもらいたいと思う。 ・メディアを使うとき、高齢者はWebを使い切れないということがあるので、年齢層に分けて周知方法を考えていかなければならないと思う。育児等の若い方向けの分野はWebでハッシュタグ等を活用し、介護等の高齢者向けのもの、Webを使うのは難しいので、紙ベースで駅等に置くというのは非常に良い助言だと思う。そういった情報媒体をどこの公共施設にどういった形で置くのかということを検討していただきたい。 					

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	取組	内容	令和4年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署	
36	介護者等を対象とした支援	団体や民間企業等との連携による支援や認知症サポーター養成講座を開催し、介護の方法や認知症に対する正しい理解を深める。	認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する応援者である「認知症サポーター」を多数養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指している。 認知症サポーター養成講座開催数及び参加人数：83回/1,747名	B	小・中学生や高校生といった若年層に対する講座実施数を増やすことにより、幅広い年齢層の区民に認知症の理解や普及啓発を推進する必要がある。	継続	夏休みやアルツハイマー月間などを通じて、若年層向け認知症サポーター養成講座を実施していく。また、介護フェアなどのイベントを通じて幅広い年代に向けた普及啓発を図る。	介護保険課	
			<p>【推進会議委員の意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 江戸川区は高齢化率も上がってきており、介護の問題は深刻な状況である。介護を受ける方が増えるということは、介護の担い手となるご家族や若い世代にも大きな影響があり、「孫の妻が育児をしながら介護の担い手になっている」という方もいる。こういったことは10年前にはなかった。介護サービスを利用されているが、それだけで賄うことができず、1人の方を介護するのに3人くらいの介護の協力者が必要である。介護者が1人では決して十分ではない。 病気や入院が介護のスタートとなることが多いと思うので、区として、町医者や入院先の病院などと連携し、介護の進め方について患者やそのご家族等に示す道しるべのようなものを作って配布したら良いと思う。 介護に際し、夫が勤めに出ており、妻が家にいるというような場合は、介護の負担がほとんど妻に掛かり、本当に大変な状況になるとよく聞く。仕事が終わった後に介護を手伝うことも難しい。訪問ヘルパーを入れることに抵抗がある方もいる。 企業研修の中で、介護がどのようなものであるのか、介護休暇を取るにはどうしたら良いかということを取り上げてはどうかと考えている。詳細なことまでは難しいと思うが、介護保険制度のガイドラインのようなものを企業研修のときに取り入れていただくというのの一つではないかと思う。 現在、父親の介護に直面している。当初は不安であったが、介護サービスについて丁寧に説明をしてもらえた。ただ、今後について不安も感じている。 区民の方も不安というキーワードが介護と連結していると思うので、区として不安を取り除く方法を考えていただけると良い。 介護の経験はないが、介護というものは大変だなと思う。 <p>身近な地域で、熱中症になった母親の介護に広島まで行っているという方がいたが、道中の交通費にも補助等があれば良いと言っていた。</p>						
37	介護者交流教室	在宅介護者に対し、介護保険制度・サービス等の周知や紹介、介護者の精神的負担・ストレス軽減、仲間づくり・リフレッシュを行う。専門職からのアドバイスや介護者同士の交流を通して介護の負担軽減を図る。	在宅介護者に対し、介護保険制度・サービス等の周知や紹介、介護者の精神的負担・ストレス軽減、仲間づくり・リフレッシュを行う。専門職からのアドバイスや介護者同士の交流を通して介護の負担軽減を図る。 介護者交流会開催実績及び参加人数：111回/648人	B	介護による離職防止のための交流会を各熟年相談室で年1回開催したが、参加者増には至らず。相談受付時に介護者への就労状況等の聞き取りや必要に応じて案内もしているが、介護者同士の交流機会を増やすべく、接触のない介護者にも届く周知方法の検討が必要である。	継続	区ホームページや区報にて幅広い周知を図る。予防教室等教室・研修等でも周知し、認知度向上に努める。	介護保険課	

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	取組	内容	令和4年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
38	介護離職をなくそうプロジェクト！	介護休業などの制度の普及啓発・周知活動を区民や事業者に対して行いつつ、熟年相談室や区役所での介護相談を受け付け、必要な介護サービスの利用につなげることで、仕事と介護の両立を支援する。	介護休業などの両立支援制度の周知・普及のためチラシの作成、及び区ホームページの内容を充実させることで、介護離職の抑制を図った。チラシの作成部数1,000部。関係機関に配布し、区のホームページにも掲載した。また、区職員や熟年相談室、ケアマネジャー等に対して、介護者支援スキルの向上を目指した講演会の企画・開催をした。（参加者67名）	A	働きながら介護している人への支援は、介護保険サービスの利用や相談受付以外にも、企業に対する周知や働きかけも重要である。関係機関同士が連携を図りながら取り組む必要がある。	継続	区民に対する講演会等を企画・開催することで、制度の周知・普及に努める。また、仕事を持つ介護者への理解を深め、制度の活用を含めた介護相談ができるよう区役所や熟年相談室のスキルアップを目指した研修会を開催する。さらに、企業に対する支援制度の普及啓発・周知等を行う。	介護保険課
<p>【推進会議委員の意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「介護離職をなくそうプロジェクト！」について、十分に周知してほしい。親の介護を理由にした離職をなくそうという趣旨だと思うが、企業にとって働き手が減るとだけでなく、離職する方にとっても、将来にわたって収入が減るというリスクがある。介護離職をなくそうプロジェクトの「今後の具体的な取組」にある、企業に対する支援制度の普及啓発・周知等の際には、そういったリスクも踏まえて、早まって離職することがないよう従業員にアドバイスできる情報を企業に提供していただきたい。 「介護離職をするとこれだけ不利益がある」というような形での啓発や取組が必要という意見であった。例えば、「待機児童ゼロ」「夫婦で育児教室に行く」というように、キャッチコピー的にキーワードを入れ込んで区民に分かりやすくリーチする方法を考えると、区の取組に参加する人が増えていくのではと思う。 昨年、「介護離職をなくそうプロジェクト！」の一環で、江戸川区のケアマネジャーと介護保険の事業者に対して研修が行われた。介護事業者として介護利用者のご家族の離職を少なくすることと共に、自分事として考え様々な制度があるということ学んだ。介護業界でも、介護離職という言葉がようやく浸透してきたのかと思う。 介護離職は、これからの江戸川区でも本当に問題だと思う。 								
39	熟年相談室等によるデジタル（スマホ）教室	地域の社会資源を活用しつつ、高齢者における情報格差の解消に向けた取組として、地域包括支援センターやなごみの家などの地域拠点においてスマホ教室を開催し、高齢者のデジタル技術と日常生活の質の向上を支援する。	携帯電話キャリアやボランティア等の地域資源と連携し、全熟年相談室にてスマホ教室を実施。開催後は関連資料の提供や講座の紹介を行う等、フォローアップを行うことで熟年者のデジタル技術の向上などに繋がっている。スマホ教室開催実績及び参加人数：184回／1,103名	B	集客に対応できる職員数を揃え、個別指導もできる体制を整えた。教室後のフォローアップにも力を入れ、デジタル技術向上支援に努めた。熟年相談室間で開催回数や地域資源の活用、実施内容に差異が生じており、また参加者は限られることから「情報格差解消の広がり」までには至らない面が課題となる。	継続	日常生活にデジタル（スマホ）を導入するべく、指導方法や方向性、フォローアップについて再度検討・体制揃えられるよう定例担当者会で意見交換の場を設ける。	介護保険課

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	取組	内容	令和4年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
40	重症心身障害児（者）等在宅レスパイト	区と委託契約を締結した訪問看護ステーション等の看護師が、重症心身障害児（者）等の自宅に向き、介護を行う家族に代わって一定時間の呼吸管理、栄養管理、排泄管理等の医療的ケア及び食事介助、排泄介助等を行うことにより、重症心身障害児（者）の健康保持及び介護を行う家族等の負担軽減を図る。	利用条件や利用時間数が拡大されたことを受け、ホームページやチラシの掲載内容をより分かりやすく見直した。	A	現状の受付方法では郵送や窓口による申請のみとなっている為、子育て中や就労中の方には不便な面がある。	継続	ぴったりサービスによるオンライン申請等を進め、子育て中や就労中でも申請がしやすいように整備する。	障害者福祉課
再17	長期育児休業支援制度	国制度（2歳まで）を超える育児休業を取得できる体制を整えた企業とその取得者に対し、区が独自に補助を行うことで、待機児童数の減少を図るとともにワーク・ライフ・バランスの増進を図る。	2歳以降も育児休業を取得できる環境に整備した企業の認定及び育児者へ補助金の交付を行った。利用実績のある介護事業者に向けた制度周知（自治体・事業者情報共有連絡サイトへの掲載、連絡会での制度説明） ＜令和4年度実績＞ 認定事業者件数：5社 育児取得者数：6名	B	現状：利用状況は認定事業者・育休取得者ともに制度開始時（令和2年度）から横ばいである。 課題：企業への周知が不足している。	継続	区民及び江戸川区の中小企業が所属する様々な団体等への制度周知を進めていくことで子育ての多様な選択肢の一つとして利用が進むよう努めていく	子育て支援課

②子育てや介護等の理由による退職者への再就職支援

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	取組	内容	令和4年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
再11	女性の再就職支援セミナー	ハローワーク及び東京しごとセンターと共同で再就職支援セミナーを開催し、女性の再就職を支援する。	例年、子連れ参加や一時保育の実施により参加しやすい工夫をしながら開催している。 【実施実績】 ・R4.講座等参加者計69名（5回実施）	A	現状：共催事業であり、毎年良好に実施できている。 企画はハローワーク及び東京しごとセンターが行っている。	縮小・見直し	令和5年度以降は地域振興課にて共催を行う。	総務課
再12	就職面接会・就労支援セミナー	就職面接会を開催し、求職者が企業と直接面接できる機会を提供するとともに、就労支援セミナーにおいて、様々な方を対象に業種・職種の違い、自己理解、面接対策に役立つセミナーを実施する。	<共催セミナー・就職面接会> ハローワーク木場や東京都等と共催・後援で就職面接会やセミナーを開催。年齢別、女性向け、外国人向けに対応。 参加者実績（全合計）：R4（502）	A	・取りこぼしが無いように様々な方を対象としたセミナーや就職面接会等を実施し、多くの方々に参加していただくことができ、就職につなげることができた。 ・女性の再就職のサポートとしてセミナーやWord・Excelの基礎的な訓練を実施するなど、女性の活躍推進に貢献することができている。	継続	・共催、後援のセミナー等を引き続き実施する。 ・全てのセミナーにおいて定員に対する参加者数の割合が100%になることを目指す。	地域振興課
再13	ほっとワークえどがわ	ハローワーク木場と連携し、本庁舎内で年齢・性別に関係なく、仕事に関する相談・紹介を実施する。	就職を希望する地域住民に対して職業相談及び職業紹介を実施するとともに、各種相談を行い、住民の雇用促進を図った。 新規求職者数/就職者数：R4（1384/587）	A	ハローワーク木場の職業相談員を、江戸川区役所内に「ほっとワークえどがわ」に配置することで、近隣住民の利便性を活かした職業相談・紹介をすることができた。	継続	引き続き江戸川区役所内での運営メリットを活かし、求職者のニーズに応じた効果的な就労支援を目指していく。	地域振興課
再14	ヤングほっとワークえどがわ	若年層に特化していた就労支援を全年齢対象に拡充し、キャリアカウンセラーが就職相談を実施する。また、これまで開設していた船堀ワークプラザ内のヤングほっとワークえどがわに加え、本庁舎でも相談窓口を設置する。	・若年層に特化した就労支援を行っていたものを、年齢制限を撤廃し、全年齢へと対象を拡大した。 ・生活相談員が個々のニーズに合わせて、自己理解からの目標の明確化、情報収集の仕方、職業適正診断、応募書類の書き方、面接対策のアドバイスや就職に必要なパソコンの個別指導を実施した。 ・登録者へのアフターフォローを実施した。 ・利用者実績：R4（773）	A	・就労に不安を抱える方から、どのように就職に臨めばよいか等、就職に向けた事前準備、考え方、また就職に必要なスキルとしてパソコン指導を個別対応し、支援することができた。 ・アフターフォローの実施により、利用者の就労状況の把握が可能となった。	継続	・取組内容に記載したとおり、引き続き、就職に関するカウンセリングや就労のためのパソコン教室、職業の適正診断を実施していく。 ・相談者の就労率100%を目指す。	地域振興課

重点目標2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち

(1) 男女共同参画の理解促進と教育の充実

① 男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	取組	内容	令和4年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
再1	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	各所属からの依頼により継続して実施していく。 また、掲載の詳細（掲載文章や掲載する媒体等）は所属と都度調整をする。	各所属からの依頼により、広報誌への掲載（9回）区ホームページ（37コンテンツ）SNSへの掲載（全51件）区民ニュース（2回）実施した。	A	広報誌やSNS、区民ニュースへの掲載を引き続き各所属と連携して継続していく。	継続	継続して、各所属と連携して情報が区民に行き届くように区ホームページ、広報誌、SNS、区民ニュース等による周知を行っていく。 また、新規情報発信ツール導入時には全庁的に周知し、積極的な配信を実施していく。	広報課
		待遇や職務内容等における男女平等の実現に向け、仕事と家庭生活の両立を促進するための情報の周知を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画週間記念講演会や啓発展示の実施による啓発周知 ワーク・ライフ・バランス講座実施時の情報周知 SNSによる、各種啓発期間等にちなむ情報発信（9回） 	A	現状：講座実施の際の啓発資料配布やパネル展示、SNSの配信等により啓発を実施している 課題：講座等の参加者は、男女共同参画等に当初より関心がある方の参加に偏っており、年齢にも偏りがみられる	継続	<ul style="list-style-type: none"> 様々な広報媒体の活用により、引き続き全区民への情報発信を行い、特に若年層への訴求を高めていく。 SNSによる、各種啓発期間等にちなむ情報発信を年10回以上行っていく。 	総務課
		各産業諸団体に対して、働く女性のイメージアップや女性リーダーを支援するような施策の周知を行う。	<p>①【女性リーダーへの支援】 「あっせん融資」の申込みでは、男女問わず、同内容の基準で行っている。</p> <p>②商店街施策説明会において、各商店街会長及び商店会役員等に対して、商店街の女性グループが行うイベント事業支援制度について紹介した。</p> <p>③令和5年7月20日の農業委員会改選に向けて、JA東京スマイルへ女性委員の推薦依頼を行った。</p>	B	①左記のとおり実施し、男女差別なく「あっせん融資」を行っている。 ②該当事業の利用申請がない。 ③女性1名の推薦があり、議会の同意を得て任命することとなった。 第5次男女共同基本計画の目標である女性登用3割（13名中4名）を目指す。	継続	<p>①引き続き、男女差別なく「あっせん融資」を行っていく。</p> <p>②引き続き、商店街全体の会合で事業の紹介を行う。 若手経営者支援事業「江戸経塾」構成メンバーに事業紹介する。</p> <p>③農業ニュースや農地確認に伴う農家訪問の際に女性農業委員就任の周知を行い、次回（令和8年7月）改選時の女性委員登用の拡大（1名から4名へ）を図る。</p>	産業経済課
41	男女共同参画に関する情報収集及び提供	国や都、各自治体等の男女共同参画に関する情報を収集及び提供し、男女共同参画の理解促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 国や都が発行する啓発冊子、リーフレット、カード等を積極的に収集し、講座等の開催時や啓発展示の際に配布 人権・男女共同参画推進センターに各種啓発ポスターを掲示 SNSによる、各種啓発期間等にちなむ情報発信（9回） 	A	現状：国や都の啓発冊子等は、不足しないよう在庫管理し、必要に応じて請求している。 課題：国や都において紙媒体の啓発資料が削減されつつあるため、他媒体での広報も重要になっている。	継続	<ul style="list-style-type: none"> 啓発冊子等の配布を継続しながら、SNS等での情報発信にも注力していく。 SNSによる、各種啓発期間等にちなむ情報発信を年10回以上行う。 	総務課
42	男女共同参画に関する情報紙の発行	男女共同参画の視点を持った情報紙を発行し、男女共同参画の理解促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画情報誌を3号（通常版2号+江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例特集号1号、各号3,500部）発行 江戸川区で強くたくましく生きた女性の話を聞き書きしたリーフレット「えどがわの女性」を4号（各号3,000部）発行 いずれもイベント時の配布や区内各施設等への配架を行っており、発行時にSNSにて周知している 	A	現状：情報誌には男女共同参画に関する特集記事等を掲載している。「えどがわの女性」については、同年代の女性の活躍を知り励まされた等の声が寄せられるなど好評である。 いずれについても、区のホームページにPDF版を掲載し、誰でも閲覧できるようにしている。	継続	<ul style="list-style-type: none"> 紙媒体での発行及び区のホームページへの掲載を継続する。 発行時、SNS等にて紙媒体配置場所及び電子媒体掲載場所を案内する。 	総務課

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	取組	内容	令和4年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
43	男女共同参画週間記念講演会	男女共同参画週間を記念する講演会を行い、男女共同参画の理解促進を図る。	毎年6月の男女共同参画週間にちなみ、著名な方や区で活躍している方を講師に選定して講演会を実施している。参加のハードルを下げるため、オンライン同時配信を併用している。 【実施実績】 ・R4：講演会参加者計43名（講師：国連WFP協会事務局長 鈴木邦夫氏）	A	現状：例年定員200名程度で開催しており、概ね好評に実施してきた。 課題：令和4年度は十分な準備期間を確保できず、講演会当日には大きな問題等はなかったものの、周知等が不十分であった。	継続	・直接来場せずとも参加できるよう、オンライン同時配信等を継続する。 ・十分な周知期間を確保できるように準備期間を設けるとともに、区のあらゆる広報媒体を活用し、講師の保有するSNSアカウント等での広報を依頼する等して、幅広い層への周知を実施する。	総務課
44	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	【保育園支援係】 ・遊びの内容、色の選択、役割分担（行事の係など）は男女関係なく本人の意思を尊重できるようにする。 ・保育士は「男の子だから～、女の子だから～」という固定観念を無くし、言葉にも出さないようにする。 【育成室支援係】 ・子どもの権利を守り、多様性を受けとめ、合理的配慮のもとで支援を実施。 ・児童の意思を確認し、一人ひとりの意思を尊重した支援を実施。	A	【保育園支援係】 ・保育士だけではなく保育園の全ての職員が共通認識のもと、子どもと関わっていく事 【育成室支援係】 ・子どもの権利を守り、一人ひとりの思いや意見を受け止め、発達や年齢に応じた最善の支援の提供に努めている。	継続	【保育園支援係】 ・前年度の保育を継続して行っていく。 【育成室支援係】 ・子どもの大切な権利が守られ、社会の中で自分らしさを発揮しながら安心して楽しく生活していけるよう支援を実施する。 ・子どもの権利条約、江戸川区子どもの権利条例の周知及び理解促進を図る。	保育課

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	取組	内容	令和4年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署	
44	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・全校「人権教育の全体計画」の作成 ・各小・中学校における教科等指導における男女共同参画の歴史等の知識の習得及び認知・行動変容に向けた道徳の学びの充実 ・各学校における特別活動（学級会・生徒会・委員会・行事）における男女共同参画 ・代表校による「人権メッセージ」での発表 ・代表校による「人権の花」運動への参加 ・代表校による全国中学生人権作文コンテスト東京都大会への参加 	B	<p>各学校においては、社会科や特別の教科「道徳」において、男女共同参画の歴史や男女平等について児童・生徒が学び、自分たちの生活の中での「男女平等」について考える時間を設定している。また、学級会や行事の場において、男女平等の視点を超えて、個々を重視した活動を展開する学校が増加している。</p> <p>各学校で使用している児童・生徒名簿において、男女に分けない「男女混合名簿」を全校で作成し、活用している。</p> <p>さらに、中学校において、標準服（制服）の「男子用」「女子用」という呼称をやめ、「A型」「I型」としている。</p>	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・各教科等において継続的に指導する ・多様性を理解した教育活動の推進 ・多様な特性を有する児童・生徒への適切な対応 	教育指導課	
			<p>【推進会議委員の意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例えば、新しい校舎の入り口を男女で赤と青に色分けしないことや、徒競走で男女関係なくタイムでグループ分けをする場面をよく見る。女の子と一緒に走った男の子が最下位になったりして心が痛むような場面もある。全てを男女平等にする必要があるものかと思う。 ・私の娘が小学校に入ったとき、なぜ体育の時に男子が先で女子が後なのかと言われた。それを学校の先生に相談したところ、男女で分けた方が、移動や更衣の時間が短いという答えであった。混合名簿などの教育現場での取組も一般化してきているが、特に子育てをする中で、男女平等に関することで疑問があれば、率直な意見を言っていたきたい。 ・私は、人権擁護委員として、事業番号44「幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育」にある、人権メッセージ等の人権教育の活動に取り組んでいる。 ・私たちは就学後の子どもたちを対象に活動しているが、人権教育の根本として、就学前の幼い頃からの教育が非常に重要だと思う。実際に活動している中で、「一人ひとりがとても大切な人」「みんなが思いやりを持つことが大事」というような人権意識を幼い頃から持たせる幼児教育に力を入れていく必要があるのではないかと感じている。 ・「男の子だから」「女の子だから」という固定観念をなくすることは非常に重要である。 ・人は誰も平等であるべきだと思うが、学校では男女平等であっても、社会に出た後、男女の性差を感じる事が多々ある。体つきや力など、性差による得手不得手は当然あると思う。私自身は、「女性だから差別をされた」「男性が優遇されている」という思いを持たずに学校生活を送ることができたが、社会に出てから男女の扱いの差を知りショックを受けた。 ・男女の性差だけでなく、人によって得手不得手は異なっており、異なっているのだから、平等を求めるのではなく、違いは違いとして、あるがままを認める視点もあってよいのではないかと思う。 ・男女平等についても、様々な意見を持つ方がいらっしゃると思う。ベースは、誰もがやりたいと思うことは努力すればできる社会が望ましい社会だと思う。 ・その中で、男女は少し違うので、平等を強調しすぎる必要はないのではという意見であった。 ・社会に出ると、総合職は男女問わず高水準の仕事が求められ、海外転勤も当たり前というような状況なので、大変だと思う。そのため男女が一緒であるという教育を続けていただくことが重要だと思っている。 ・（区説明）昨年度作成した「男女共同参画の視点に立った表現ガイドライン」の中で、性別に対する無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）を取り上げている。 ・男性についての思い込みでいうと、「男性は強くなければならない」「家計を支えるのは男性が当たり前」といったものがある。 ・思い込みは日常生活において当然にあるものだが、思い込みが強すぎると、男女ともに自分自身の生き方を狭めてしまったり、生きづらさにもつながってしまう。 ・表現においても、偏ったメッセージを与えないために、思い込みに気付くことが重要であると認識している。 						

			<ul style="list-style-type: none"> ・（区説明）男女平等の状況について、毎年、世界経済フォーラムという国際機関がジェンダーギャップ指数を公表している。日本は、総合的には先進国の中で非常に低い水準にある。先程、学校では男女の差を感じなかったとご意見をいただいた教育分野や、健康分野では非常に高い水準で男女平等が達成されている。しかし、経済及び政治分野では低い水準にある。経済分野では、女性の賃金は男性の7割強といわれている。管理職に就く女性の割合が低いことや、医師や弁護士といった専門職の女性の割合が低いことといった賃金格差の要因が指摘されている。また、育児のために離職すると再就職が難しいということもある。政治分野では、女性の議員が少ないという現状である。国を挙げて、多様性の観点を重視しながらジェンダーギャップを小さくする取組をしている。江戸川区としても、皆様にご協力いただきながら男女共同参画を進めていきたいと考えている。 					
45	人権尊重教育推進校	東京都教育委員会の指定を受けた学校において、2年間人権教育を充実させることであらゆる偏見や差別の解消を目指す。また、その取組の成果を他校に周知する。	<ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重教育推進校（東京都教育委員会）の指定 令和3・4年度 松江第二中学校 研究主題「人権尊重教育を基盤にした、魅力ある教育活動の実践」 	B	人権尊重教育推進校に指定された学校は、人権課題について網羅的に指導する機会を得られている。なお、指定校は、自他の人権尊重を基盤とした研究を推進するとともに、区内の学校に取組を発信・啓発することができている。	継続	令和5・6年度は、江戸川小学校が人権尊重教育推進校に指定され、研究主題「自他を大切に、協調しながらよりよい人間関係を築く児童の育成」として研究を進めていく。	教育指導課
46	人権教育だより「しあわせ」の活用	教職員の人権意識の高揚を図るため、年3回人権教育だよりを発行し、男女共同参画を含めた様々な人権課題の啓発を行う。	107号「江戸川区児童相談所」視察の様子 108号「プライドハウス東京レガシー」視察の様子 109号「人権尊重教育推進校」研究発表の様子	B	令和4年度も3回、教職員の人権意識を高めるために人権だより「しあわせ」を発行することができた。その中で、男女共同参画を含む「多様性の理解」に関する資料や施設を紹介することができた。	継続	・今後も毎年必ず3回、フィールドワークで学んだことを全教職員に発信し、人権意識を高めていく。	教育指導課
47	教職員研修の実施	年4回の人権教育研修を行い、人権教育プログラムの周知徹底を図ることで、男女共同参画を含めた様々な人権課題について理解を深め、指導の改善を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育研修の実施 ・人権教育研究協議会（東京都教育委員会主催）への各職層別の参加 ・全国同和教育研究大会への指導主事の参加（奈良県奈良市） 	B	毎年、東京都教育委員会が発行している「人権教育プログラム」を活用し、各学校（園）の人権教育担当教員に対して、講師を招き人権課題「女性」について講義をした。	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も毎年必ず、1回以上を「人権教育プログラム」を活用した研修を行う他、フィールドワークで人権について学ぶことができる施設を訪問していく。 ・令和5年度に人権課題「性自認・性的指向」をテーマに、外部講師を招き、研修を実施していく。 ・全国同和教育研究大会への指導主事の参加（兵庫県明石市） 	教育指導課
48	SDGsを通じた男女共同参画の考え方などの周知	SDGsに関する情報を収集及び提供し、発行物等において男女共同参画の理解促進を図る。	身近で簡単なSDGsの行動を「SDGsえどがわ10の行動」にまとめた。行動3は「家事や育児、介護に家族みんなで参加しよう」とまとめ、ホームページやSNSでの発信や、12月にポスター掲示や広報紙・区民ニュースでの特集等、様々な場面で情報を発信した。また、介護保険課のイベントや事業において、行動3のポスターやのぼりを掲出いただいた。	A	新型コロナウイルス感染症により、地域イベント等が開催されず、区民等に広く男女共同参画について発信する機会が少なかったが、ポスター掲示、ホームページ・SNSや広報紙・区民ニュースによる発信から一定の周知ができた。	継続	地域イベントでパネル展示やアンケート調査を通して区民等に直接働きかけ、「SDGsえどがわ10の行動」を通じて行動3についても習慣化に結びつけていきたい。	ともに生きるまち推進課

② 男性にとっての男女共同参画の推進

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	取組	内容	令和4年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
再44	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	<p>【保育園支援係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 遊びの内容、色の選択、役割分担（行事の係など）は男女関係なく本人の意思を尊重できるようにする。 保育士は「男の子だから～、女の子だから～」という固定観念を無くし、言葉にも出さないようにする。 <p>【育成室支援係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの権利を守り、多様性を受けとめ、合理的配慮のもとで支援を実施。 児童の意思を確認し、一人ひとりの意思を尊重した支援を実施。 	A	<p>【保育園支援係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育士だけでなく保育園の全ての職員が共通認識のもと、子どもと関わっていく事 <p>【育成室支援係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの権利を守り、一人ひとりの思いや意見を受け止め、発達や年齢に応じた最善の支援の提供に努めている。 	継続	<p>【保育園支援係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年度の保育を継続して行っていく。 <p>【育成室支援係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの大切な権利が守られ、社会の中で自分らしさを発揮しながら安心して楽しく生活していけるよう支援を実施する。 子どもの権利条約、江戸川区子どもの権利条例の周知及び理解促進を図る。 	保育課
再44	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 全校「人権教育の全体計画」の作成 各小・中学校における教科等指導における男女共同参画の歴史等の知識の習得及び認知・行動変容に向けた道徳の学びの充実 各学校における特別活動（学級会・生徒会・委員会・行事）における男女共同参画 代表校による「人権メッセージ」での発表 代表校による「人権の花」運動への参加 代表校による全国中学生人権作文コンテスト東京都大会への参加 	B	<p>各学校においては、社会科や特別の教科「道徳」において、男女共同参画の歴史や男女平等について児童・生徒が学び、自分たちの生活の中での「男女平等」について考える時間を設定している。また、学級会や行事の場において、男女平等の視点を超えて、個々を重視した活動を展開する学校が増加している。</p> <p>各学校で使用する児童・生徒名簿において、男女に分けない「男女混合名簿」を全校で作成し、活用している。</p> <p>さらに、中学校において、標準服（制服）の「男子用」「女子用」という呼称をやめ、「A型」「I型」としている。</p>	継続	<ul style="list-style-type: none"> 各教科等において継続的に指導する 多様性を理解した教育活動の推進 多様な特性を有する児童・生徒への適切な対応 	教育指導課
再2	ワーク・ライフ・バランスを促進する講座等の実施	男性は仕事、女性は家事・育児という性別役割分担意識を払しょくし、男女が共に仕事と家庭を両立できるように、男性の家事等の参加を促進する講座等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 企業向けのワーク・ライフ・バランス推進講座や男性向けの家事入門講座等を実施している。なお、参加のハードルを下げるため、オンライン同時配信を併用している。 <p>【実施実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> R4：講座等参加者計63名（4回実施） 	A	<p>現状：講座アンケートで概ね好評を得ている</p> <p>課題：特に事業者や管理職を主な対象とした講座について、参加者数が伸び悩んでいる</p>	継続	<ul style="list-style-type: none"> 参加しやすさの確保のため、実施時刻等を検討しながら講座を実施する。 事業者や管理職を主な対象とする講座については、経営者団体への情報提供等を適宜行う。 	総務課

③ 人権教育を通じた性的指向・性自認等の多様な性に対する理解促進

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	取組	内容	令和4年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
49	人権尊重意識の啓発	人権尊重意識の啓発に関する講演、イベントの実施、冊子の配布等とともに、関係機関と連携して必要な助言等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・人権週間行事「講演と映画のつどい」（区民・職員向け） <ul style="list-style-type: none"> 【参加者実績】172名（会場＋オンライン） ・広報えどがわへ啓発記事の掲載（約20万部配布・広報データが地域情報サイトなどに掲載されている。） 【掲載実績】5/1号憲法週間、12/1号人権週間、11/15号犯罪被害者週間、12/1号北朝鮮人権侵害問題啓発週間 ・映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」上映会（内閣官房拉致問題対策本部と共催） 【参加者実績】111名、YouTube視聴528回 ・多様な性にYESの日レインボーライトアップ（R4.5/17～5/23） ・R4.5/15号広報えどがわ掲載 ・「人権週間」、「犯罪被害者週間」に合わせた学校での啓発活動の成果の展示・各相談機関リーフレット等の配布 ・同性パートナー関係申出書受領証の交付（H31.4/1～） ・当事者の不利益をなくし、性の多様性について区民の理解を促す取組の一つとして、同性パートナー関係にあるというお二人からの申出書を受領し、受領証を交付する事業を行っている。区営住宅の入居申し込みの際にパートナー関係を確認する書類として受領証を使用することができる。 【交付実績】R4年度末時点 38組 ・東京都パートナーシップ宣誓制度との連携協定・覚書締結（R4.11./1～） ・e-ラーニング「多様な性を考える」の実施（R5.3月） 全職員対象 ・人権相談 <ul style="list-style-type: none"> 法務大臣の委嘱を受けた区民である人権擁護委員（14名）による人権相談。東京法務局と連携して必要な助言等を行っている。 場所：グリーンパレス区民相談室 日時：毎月第1水曜日、午後1時～4時 【相談実績】R4年度5件 	A	<p>【現状】</p> <p>「講演と映画のつどい」、広報えどがわへの記事掲載、タワーホール船堀のレインボーライトアップ、啓発展示などを実施している。新たに「映画めぐみ上映会」を政府と共催するなど、より多くの区民への啓発となるよう啓発方法に取り組んでいる。同性パートナー関係申出書受領証については、R4.11から東京都パートナーシップ宣誓制度の開始に伴い、連携協定・覚書締結し、サービスの利便性向上に努めている。</p> <p>【課題】</p> <p>より多くの区民に人権尊重意識の啓発を行う方法が課題である。</p>	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、広報えどがわの啓発記事の掲載に付随して、区Facebook、X（旧ツイッター）での情報発信を行い、啓発情報の受け手を増やす。 ・「講演と映画のつどい」について、時流に沿った人権課題の講師、テーマを検討する。また、SNS等を活用した広報を行い、参加者数を令和8年度までに20%増加させる。（令和2年度比） ・北朝鮮人権侵害問題に関して、啓発チラシを5,000部作成し周知する。 	総務課

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	取組	内容	令和4年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署	
51	性に関する指導	性に関する指導を通して、「人間尊重」「男女平等の精神」に基づく正しい異性観を児童・生徒に身に付けさせ、人格の完成・豊かな人間形成を図る。	「性教育の授業」講師派遣事業（東京都教育委員会） 南葛西第二中学校・上一色中学校	B	各学校において発達段階に応じた性に関する指導を行う中で、正しい異性感について学ぶ機会を作っている。また、産婦人科医や助産師を招へいした「性に関するモデル授業」を中学校で実施する中で、男女を含め自他を大切にすることを養うことができたことで、外部講師による授業の有効性を感じることができた。	継続	外部講師を招へいした「性に関する授業」が中学校全校で実施できるように外部講師のリストを作成し、各校に紹介できるようにする。	教育指導課	
			<p>【推進会議委員の意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「性に関する指導」について、「内容」欄の「正しい異性観」という表現は、LGBTの子どもたちもいる中で、今の時代に合わなくなっているのではないかと。 従来の学校教育の中で、幼い頃から、無意識のうちに男女の性差に関する思い込みが蓄積されてきたのだと思う。例えば、出席番号は男子が1番から始まり男子の後に女子が31番から続く、男の子は黒いランドセル、女の子は赤いランドセルというように、「男子はこう、女子はこう」という慣例や慣習があった。こういったことを具体的に意識し改善していくため、男女平等の精神に基づく「正しい異性観」という言葉が使われたのではないかと。 思春期の子どもは、心身が変わっていく揺らぎの大きい年代だと思ふ。そんな中で多様な性についての知識を一度に伝えてしまうと、自分がどうなのかわからないまま、悩んでしまい自分自身が揺らいでしまうということをよく聞く。 海外では、LGBTQ運動が行き過ぎてしまい揺り返しが起きていると聞く。自分の本来の体の性の成長を止めてしまい、後に後悔して悩み苦しんでいる人も多いという。 性の多様性については慎重に取り扱っていただきたい。多くの区民の方が持っている認識も汲み上げて政策に取り入れていただきたい。 非常に難しい問題である。多様な生き方があるが、子どもたちがある程度成長してから徐々に理解していくということが良いのではないかと意見を述べた。 この会議では、様々な意見があって良い。解のないものに対しては、あの意見が正しい、この意見はそうではないということではなく、「こういう意見もある」として扱っていただきたい。 未成熟なうちに性自認や性的指向についての誤った情報に過度に触れ、後々強く後悔することになった人がいるという件については大変深刻な問題である。ただ、LGBTQの正しい情報の周知や権利保護のための啓蒙を制限する必要は全くなく、非難の矛先が何の罪もないLGBTQ当事者に向かわないように特に配慮していくべきだと考える。 性的少数者にとつての通常の心身の発達についての情報の発信を強めていくことは当然として、性的少数者についての情報の発信に加え、安易に自分のセクシャリティについて決めつけないよう、併せて発信していくべきだと思う。 （区説明）性に関して多様な考えや意見があると理解している。区としては、性について、多様性という観点と、人権の尊重という観点で捉えている。人権は、多数決で権利を奪うということではなく、すべての人の人権は尊重されなければならない。 性的マイノリティの方は自死される方の割合が統計的に多いと聞いている。深く悩んでいるマジョリティの方も含めて様々なご意見をしっかりと聞きながら、人権問題という観点から、啓発事業の実施に取り組んでいきたい。 						
再44	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	<p>【保育園支援係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 遊びの内容、色の選択、役割分担（行事の係など）は男女関係なく本人の意思を尊重できるようにする。 保育士は「男の子だから～、女の子だから～」という固定観念を無くし、言葉にも出さないようにする。 <p>【育成室支援係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの権利を守り、多様性を受けとめ、合理的配慮のもとで支援を実施。 児童の意思を確認し、一人ひとりの意思を尊重した支援を実施。 	A	<p>【保育園支援係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育士だけではなく保育園の全ての職員が共通認識のもと、子どもと関わっていく事 <p>【育成室支援係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの権利を守り、一人ひとりの思いや意見を受け止め、発達や年齢に応じた最善の支援の提供に努めている。 	継続	<p>【保育園支援係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年度の保育を継続して行っていく。 <p>【育成室支援係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの大切な権利が守られ、社会の中で自分らしさを発揮しながら安心して楽しく生活していけるよう支援を実施する。 子どもの権利条約、江戸川区子どもの権利条例の周知及び理解促進を図る。 	保育課	

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	取組	内容	令和4年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
再44	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・全校「人権教育の全体計画」の作成 ・各小・中学校における教科等指導における男女共同参画の歴史等の知識の習得及び認知・行動変容に向けた道徳の学びの充実 ・各学校における特別活動（学級会・生徒会・委員会・行事）における男女共同参画 ・代表校による「人権メッセージ」での発表 ・代表校による「人権の花」運動への参加 ・代表校による全国中学生人権作文コンテスト東京都大会への参加 	B	各学校においては、社会科や特別の教科「道徳」において、男女共同参画の歴史や男女平等について児童・生徒が学び、自分たちの生活の中での「男女平等」について考える時間を設定している。また、学級会や行事の場において、男女平等の視点を超えて、個々を重視した活動を展開する学校が増加している。 各学校で使用する児童・生徒名簿において、男女に分けない「男女混合名簿」を全校で作成し、活用している。 さらに、中学校において、標準服（制服）の「男子用」「女子用」という呼称をやめ、「A型」「I型」としている。	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・各教科等において継続的に指導する ・多様性を理解した教育活動の推進 ・多様な特性を有する児童・生徒への適切な対応 	教育指導課
再45	人権尊重教育推進校	東京都教育委員会の指定を受けた学校において、2年間人権教育を充実させることであらゆる偏見や差別の解消を目指す。また、その取組の成果を他校に周知する。	<ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重教育推進校（東京都教育委員会）の指定 令和3・4年度 松江第二中学校 研究主題「人権尊重教育を基盤にした、魅力ある教育活動の実践」	B	人権尊重教育推進校に指定された学校は、人権課題について網羅的に指導する機会を得られている。 なお、指定校は、自他の人権尊重を基盤とした研究を推進するとともに、区内の学校に取組を発信・啓発することができている。	継続	令和5・6年度は、江戸川小学校が人権尊重教育推進校に指定され、研究主題「自他を大切にし、協調しながらよりよい人間関係を築く児童の育成」として研究を進めていく。	教育指導課
再46	人権教育だより「しあわせ」の活用	教職員の人権意識の高揚を図るため、年3回人権教育だよりを発行し、男女共同参画を含めた様々な人権課題の啓発を行う。	107号「江戸川区児童相談所」視察の様子 108号「プライドハウス東京レガシー」視察の様子 109号「人権尊重教育推進校」研究発表の様子	B	令和4年度も3回、教職員の人権意識を高めるために人権だより「しあわせ」を発行することができた。その中で、男女共同参画を含む「多様性の理解」に関する資料や施設を紹介することができた。	継続	今後も毎年必ず3回、フィールドワークで学んだことを全教職員に発信し、人権意識を高めていく。	教育指導課
再47	教職員研修の実施	年4回の人権教育研修を行い、人権教育プログラムの周知徹底を図ることで、男女共同参画を含めた様々な人権課題について理解を深め、指導の改善を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育研修の実施 ・人権教育研究協議会（東京都教育委員会主催）への各職層別の参加 ・全国同和教育研究大会への指導主事の参加（奈良県奈良市） 	B	毎年、東京都教育委員会が発行している「人権教育プログラム」を活用し、各学校（園）の人権教育担当教員に対して、講師を招き人権課題「女性」について講義をした。	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も毎年必ず、1回以上を「人権教育プログラム」を活用した研修を行う他、フィールドワークで人権について学ぶことができる施設を訪問していく。 ・令和5年度に人権課題「性自認・性的指向」をテーマに、外部講師を招き、研修を実施していく。 ・全国同和教育研究大会への指導主事の参加（兵庫県明石市） 	教育指導課

④ 学校等における男女平等に関する教育・学習の推進

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	取組	内容	令和4年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
再44	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	<p>【保育園支援係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 遊びの内容、色の選択、役割分担（行事の係など）は男女関係なく本人の意思を尊重できるようにする。 保育士は「男の子だから～、女の子だから～」という固定観念を無くし、言葉にも出さないようにする。 <p>【育成室支援係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの権利を守り、多様性を受けとめ、合理的配慮のもとで支援を実施。 児童の意思を確認し、一人ひとりの意思を尊重した支援を実施。 	A	<p>【保育園支援係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育士だけでなく保育園の全ての職員が共通認識のもと、子どもと関わっていく事 <p>【育成室支援係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの権利を守り、一人ひとりの思いや意見を受け止め、発達や年齢に応じた最善の支援の提供に努めている。 	継続	<p>【保育園支援係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年度の保育を継続して行っていく。 <p>【育成室支援係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの大切な権利が守られ、社会の中で自分らしさを発揮しながら安心して楽しく生活していけるよう支援を実施する。 子どもの権利条約、江戸川区子どもの権利条例の周知及び理解促進を図る。 	保育課
再44	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 全校「人権教育の全体計画」の作成 各小・中学校における教科等指導における男女共同参画の歴史等の知識の習得及び認知・行動変容に向けた道徳の学びの充実 各学校における特別活動（学級会・生徒会・委員会・行事）における男女共同参画 代表校による「人権メッセージ」での発表 代表校による「人権の花」運動への参加 代表校による全国中学生人権作文コンテスト東京都大会への参加 	B	<p>各学校においては、社会科や特別の教科「道徳」において、男女共同参画の歴史や男女平等について児童・生徒が学び、自分たちの生活の中での「男女平等」について考える時間を設定している。また、学級会や行事の場において、男女平等の視点を超えて、個々を重視した活動を展開する学校が増加している。</p> <p>各学校で使用する児童・生徒名簿において、男女に分けない「男女混合名簿」を全校で作成し、活用している。</p> <p>さらに、中学校において、標準服（制服）の「男子用」「女子用」という呼称をやめ、「A型」「I型」としている。</p>	継続	<ul style="list-style-type: none"> 各教科等において継続的に指導する 多様性を理解した教育活動の推進 多様な特性をがめる児童・生徒への適切な対応 	教育指導課
53	デートDV防止講座	主に中学校・高校でのデートDVに関する啓発講座を実施する。講座の中で、よりよい人間関係の築き方や男女平等の考え方、性別役割分担意識の払しょくについても啓発する。	<p>学校等に講師を派遣し、デートDV防止講座を実施している。</p> <p>【実施実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> R4：講座参加者数計660名（区立中学校5校で実施） 	A	<p>現状：区内の小中高校等に案内し、希望する学校等へ講師を派遣しており、デートDV予防啓発に効果を発揮している。</p>	継続	<p>毎年4回以上の講座実施を目指し、周知を展開する。</p>	総務課

(2) 地域活動への男女共同参画による活性化

① 地域活動における男女共同参画の推進

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	取組	内容	令和4年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
54	町会・自治会活動	誰もがそれぞれの立場で積極的に町会・自治会活動に参画できるように支援する。	・地域まつりや地域運動会等の地域活動について、地域の方々が活動に参加できるように連絡調整を行った。	A	若い世帯の加入率が低く、高齢の世帯が多くなっているため、今後も広く町会加入のPRが必要。	継続	これまで実施した取組内容を続けていくとともに、町会・自治会のニーズに合った支援を行っていく。	地域振興課
55	アダプト制度の推進	「ボランティア立区」の実現を目指すため、緑や公園、水辺のボランティアに参加できるように支援する。	チラシやポスターにより、新たにボランティアの募集を行った。また、ボランティアの育成を目的として講習会（実のなる木の育成など）を実施した。	B	現状：ボランティアの登録者数は、毎年着実に増加している。講習会には、毎回多くのボランティアが参加しており、喜ばれている。 課題：ボランティアの高齢化により活動が縮小、休止中の団体がある。	継続	今後もみどりの活動に関わる新たな人材の発掘や育成に努めるとともに、ボランティアのレベルアップのための講習会を実施する。（年6回程度）	水とみどりの課
56	環境をよくする運動	各地区での様々な実践活動や、一斉美化運動などの全区的な取組を継続・浸透させていくことにより、誰もが地域活動へ参画できる機会を提供する。	各地区の様々な実践活動の支援や、一斉美化運動を継続して行った。 【各地区協議会活動参加人数】 H29：15,372人、H30：90,077人、H31：85,071人、 R2：222人、R3：1,310人、R4：2,563人 【美化運動（春・秋）参加人数】 H29：56,165人、H30：52,127人、H31：50,933人、 R2：7,961人、R3：16,208人、R4：18,766人 【環境をよくする絵画コンクール】 H29：10,144件、H30：8,325件、H31：8,158件、 R2：5,797件、R3：6,793件、R4：6,013件	A	協議会活動では区内6地区ごとに、一斉美化運動やリサイクル活動、喫煙マナーアップキャンペーン、違法駐車迷惑駐輪防止活動、違法屋外広告物撤去活動など多岐にわたる活動を行っており、多くの区民が参加している。 また、区内小中学生を対象とした「環境をよくする絵画等コンクール」も実施しており、幅広い年代が環境をよくする運動に参加している。	継続	今後も区内6地区での実践活動や絵画コンクールを継続し、誰もが地域活動へ参画できる機会を設けていく。	環境課
57	安全・安心まちづくり運動	区民・企業・関係機関等が行う様々な活動を継続・発展させるための支援・行事等の企画を行い、誰もが地域活動へ参画できる機会を提供する。	町会等の地域団体によるパトロールへの支援や「自転車盗ゼロ作戦」「安全安心まちづくり大会」などの啓発行事の開催、防犯活動に取り組む地域団体に対する防犯カメラ設置補助を継続して行うことで、安全・安心なまちづくりを推進し、誰もが地域活動へ参画できる機会を提供した。 【推進会議委員の意見等】 ・地域で子どもたちを見守る「こども110番」があるが、知らない人に助けを求めたり避難したりするのは難しいという話を聞いた。小学校によっては、どこにこども110番の家があるかフィールドワークを行っているようだ。 他の地域では、ハロウィンの時期に「こども110番」ステッカーのある家を訪問し交流する企画が行われたと聞いた。 江戸川区でも、顔を見て挨拶するつながりを持つことで地域の防災・防犯力を上げていくような取組を検討してほしい。	B	現状：パトロールを行う地域団体への物品支給や各種啓発行事の開催、防犯カメラ設置支援を円滑に行うことで、地域の防犯意識を向上させ、誰もが地域活動へ参画できる機会を提供した。 課題：地域に防犯カメラへの興味関心を付与しながら、特に未設置地区に対して、如何にして防犯カメラを設置推進していくか課題。	継続	安全・安心なまちづくりを推進し、引き続き誰もが参画できる機会を提供していくために、パトロールを行う団体への物品支給や各種啓発行事の開催・内容の充実、防犯カメラ設置に関する支援や働きかけを継続していく。	地域防災課

② 男女共同参画の視点による地域防災力の向上

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	取組	内容	令和4年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
59	地域防災訓練・避難所運営訓練	地域で開催する防災訓練や避難所運営訓練で、女性の視点を取り入れた訓練実施を働きかける。	避難所運営協議会などにおいて女性の視点を取り入れた訓練の実施などを働きかけた結果、授乳室・更衣室の設置やマンホールトイレの男女分け、女性専用スペースでの警備などについて協議が進んだ。また、生理用品の全校配備を完了した、避難所における女性に配慮すべき課題の解決を図っている。	B	現在、避難所における女性に配慮すべき課題について避難所運営協議会などで協議を進めている。今後、訓練（授乳室・更衣室の設置訓練など）を行い、課題を洗い出していく。女性の視点を取り入れた避難所運営に配慮していく。	継続	避難所運営協議会未設立の避難所で設立を促進し、その中で女性に配慮すべき課題についての協議を行っていく。 生理用品の配付方法や洗濯など、まだ協議すべき課題はあり男女別更衣室や授乳室等の配置について、今後も避難所運営協議会での協議を重ねていく。	地域防災課
60	地域防災計画の改訂・運用	事前の防災対策及び発災後の復旧・復興対策について、女性や男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画改訂に取り組む。	・男女共同参画に基づき、令和4年度に江戸川区防災会議条例を改正し、第6号委員（自主防災組織を構成する者又は学識経験者）を増員する事で女性委員の割合を高めるための取組みを行った。	A	防災対策において女性や男女共同参画の視点を取り入れる取組みは進んでいる。今後に関しては引き続きこの取組みを継続する事で「当たり前」の事を当たり前と捉えていく環境作りを構築する事が大事である。	継続	・地域防災計画(令和5年度修正)において、災害対策における女性の参画推進が重要である旨の記載を予定している。 ・令和4年度に初めて「えどがわ防災女性ミーティング」を開催し、災害時における女性の意見や課題等を集約し議論を行った。令和5年度においても引き続き同じような取組みを行う事が出来ないか、現在検討中である。	防災危機管理課

重点目標3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち

(1) 困難を抱えた人への支援

① ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	取組	内容	令和4年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
61	ひとり親家庭総合相談事業【ひとり親相談室すずらん】	子育てや生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで寄り添い型の相談を行い、ひとり親家庭の多様なニーズに対応する。	ひとり親家庭の多様なニーズに対応するため、キャリアコンサルタント等の資格を持った相談員による総合相談窓口で相談対応をしている。就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援などの相談・支援業務に特化している。 R4：平日昼間に予約電話が出来ない人のために、来所のオンライン予約を開始。また、児童扶養手当新規申請者を「すずらん窓口」へもれなくつなぐ取り組みも実施。 相談延べ数：R4（754）	A	現状：ひとり親の「経済的・精神的な自立」のため、専門性の高い相談員が、ライフプラン、キャリア形成の相談に応じている。 相談員は、ひとり親の支援策だけでなく、ハローワークの事業などの労働施策や最新の業界動向に精通し、相談者の人柄、能力、働ける時間等と企業側の求める人物像の両方を把握したうえでマッチングしている。 課題：相談者によっては、就労経験が少ない等の理由によりマッチングが困難な場合がある。	継続	引き続き、ひとり親家庭の多様なニーズに対応し、「経済的・精神的な自立」を図るため、専門性の高い相談員がきめ細かく相談・支援を行っていく。 利用者のニーズを確認した上で、オンライン相談実施を検討する。 ひとり親の方がいつでも、自ら支援の窓口を探ることができる仕組みを構築する。	児童家庭課
62	母子・父子自立支援員	母子・父子家庭の暮らしの問題や自立の援助の相談を実施する。	ひとり親家庭の母又は父に対し、母子及び父子福祉資金の貸付や職業能力の向上及び求職活動等就業の相談・指導を行い、ひとり親家庭の自立に必要な支援を行った。 相談件数：R4（3,348）	A	現状：ひとり親家庭は、相対的貧困率が48.3%と経済的な困難を抱える世帯が多いため、母子及び父子福祉資金の貸付や各種給付金を支給することで、ひとり親の経済的な自立にむけた相談・指導を行っている。 課題：本貸付制度以前に、高校・大学の無償化制度を知らない相談者も多いため、包括的な事業案内及び自立に向けた相談・指導が必要。	継続	引き続き、ひとり親家庭の母又は父に対し、母子及び父子福祉資金の貸付や職業能力の向上及び求職活動等就業の相談・指導を行い、ひとり親家庭の自立に必要な支援を行っていく。 また、必要に応じて他制度の事業案内も並行して行う。	児童家庭課
63	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	義務教育終了前の子どもを養育しているひとり親家庭で、病气や就職活動により一時的に家事や保育ができない場合に、ホームヘルパーを派遣する。	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間、ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要な援助を行うための取り組みを実施。登録世帯は5世帯いるが、派遣が必要な状況が発生しなかったため、利用実績は0件だった。 延べ利用時間：R4（0）	B	現状：事業者との調整（マッチング等）に時間を要するため、令和4年度は利用者がいなかった。 課題：安定した事業運営ができるよう、協定先の事業者の新規開拓。	継続	病气やけがなど日常生活に一時的に支障があるひとり親家庭の支援を図るため、引き続き、ホームヘルパーを派遣していく。 区内で事業を行っている事業者にアポイントを取り、事業への協力を依頼する。	児童家庭課

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	取組	内容	令和4年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
64	母子生活支援施設	経済的困窮など様々な課題を抱える母子を施設に入所させ、自立に向けた支援を行う。	母子世帯の自立促進のため、就労・生活・子育て等の相談・助言を行い、精神の安定と経済的な自立に向けた支援を行った。また、子どもの健全育成を図るために、学習指導、生活指導、行事等を実施した。 入所世帯数 区内：R4(12) 広域：R4(1) ※3月31日現在	A	現状：様々な課題を抱える母子世帯に対して自立に向けた支援を行った結果、生活の安定が図られ施設退所につながった。また、近年は東京都の住宅施策である都営住宅への当選率が上がったことを要因とした退所世帯数が増えている。 課題：DV被害や児童虐待など母子世帯を取り巻く課題が複雑化していることや社会状況の変化により多様化するニーズに対応できる施設として機能を強化していく必要がある。	継続	<ul style="list-style-type: none"> 支援が必要な母子世帯に確実に支援が届くよう、パンフレットを関係機関に配布して施設の周知に努める。 様々な課題を持つ母子世帯を支援していくため、関係機関と情報共有し支援方針について連携していくとともに、他自治体の施設を研究するなどし、多様化するニーズへの対応に必要な機能強化の方策を検討していく。 	児童家庭課
65	児童扶養手当 児童育成手当 ひとり親家庭等医療費助成	離婚・死亡・遺棄などの理由で、父親又は母親と生計を同じくしていないひとり親世帯等に手当の支給および医療費の助成をすることで、生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図る。	ひとり親世帯等に児童扶養手当、児童育成手当、ひとり親家庭等医療費助成を支給。各年度末時点の受給者は以下の通り。 【児童扶養手当】R4(4,516) 【児童育成手当】R4(6,185) 【ひとり親家庭等医療費助成】R4(4,098) 令和4年度からは児童扶養手当等の申請者をもれなく「ひとり親相談室すずらん」に繋げた。	A	現状：手当等の支給により、ひとり親家庭の自立促進、家庭生活の安定・向上が図られている。 課題：ひとり親家庭が抱える課題に対し、手当以外の必要な支援に繋げる。	継続	各種手当等の申請者をもれなく「ひとり親相談室すずらん」へ繋ぐ取組および、「ひとり親家庭のしおり」や離婚等に係る相談窓口リーフレットの配布を継続することで、ひとり親家庭の課題の早期解決を支援する。	児童家庭課
66	母子福祉生活一時資金	母子世帯が、災害や疾病等により緊急に資金を要する時に、15万円を上限に貸付を行う。	母子家庭の方で生活資金が一時不足する場合に、生活一時資金を貸し付け、その生活の安定を図った。 貸付件数：R4(15)	A	現状：母子世帯の母の預貯金額は、「50万円未満」が39.8%と最も多く、学費の支払などでまとまった支出をする場面で困難があること。引っ越し費用や子の進学先の制服購入などの理由により、生活資金が一時的に不足した方に、審査を行い要件を満たす方に貸付を実行した。 課題：貸付の翌月から返済が始まるため、生活収支の策定・見直し等の支援が必要。	継続	生活資金が一時的に不足した方に対し、引き続き、申請の理由や日頃の生活収支、返済の見込みなどをきめ細かく聞き取りをすることで、返済に無理のない適正な範囲での貸付を実行していく。	児童家庭課
67	ひとり親家庭 高等職業訓練 促進給付金	ひとり親家庭の母又は父が、保育士などの資格をとるために1年以上の養成機関に修学する際に、給付金を支給する。	ひとり親家庭の母又は父に対し、看護師等の資格を取得するための養成機関での修業中の期間について、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等を支給することにより、修業期間中の生活の安定及び資格の取得を支援し、母子家庭又は父子家庭の経済的自立の促進を図った。 給付件数：R4(28)	A	現状：母子世帯の母は73.7%が就業しているが、平均年間収入は373万円と他世帯より低いため、就職に有利で、かつ生活の安定に資する資格取得を通じて経済的な自立促進を図った。 課題：日中忙しくてひとり親相談室に来れない人や、相談を躊躇している人に対しての事業周知。	継続	引き続き、支給を受けようとする者の資格取得への意欲、能力、当該資格取得見込等を的確に把握するとともに、生活状況について聴取するなど本給付金の必要性について十分精査したうえで支給決定し、ひとり親の経済的自立につなげていく。 ホームページ上にナビゲーションシステムを構築し、本事業の更なる利用につながるよう周知を図っていく。	児童家庭課

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	取組	内容	令和4年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
68	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の母又は父が、指定された能力開発の講座を受講する際に、受講費用の一部を修了後に支給する。	ひとり親家庭の母又は父に対し、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金を支給することにより、職業経験が乏しく技能も十分でないひとり親家庭の母等の就業を、より円滑にするための主体的な能力開発を支援することで、経済的自立の促進を図った。 給付件数：R4（6）	A	現状：母子世帯の母は73.7%が就業しているが、平均年間収入は373万円と他世帯より低いため、就職に有利で、かつ生活の安定に資する資格取得を通じて経済的な自立促進を図った。 課題：日中忙しくてひとり親相談室に来れない人や、相談を躊躇している人に対しての事業周知。	継続	引き続き、支給を受けようとする者の資格取得への意欲、能力、当該資格取得見込等を的確に把握するとともに、生活状況について聴取するなど本給付金の必要性について十分精査したうえで支給決定し、ひとり親の経済的自立につなげていく。 ホームページ上にナビゲーションシステムを構築し、本事業の更なる利用につながるよう周知を図っていく。	児童家庭課
69	ひとり親家庭民間賃貸住宅家賃助成	老朽化等により賃貸住宅からの立ち退きを求められているひとり親世帯に対し、転居後の家賃の一部を助成する。	民間の賃貸住宅に居住し、やむを得ず転居を求められたひとり親家庭等に対して、転居後の家賃等を助成することにより、住まいの安定を図った。 給付件数：R4（1）	A	現状：人口減少、地価高騰等の影響で立ち退きを求められる事例が減少し、1件のみの申請に留まった。 課題：利用者は減少傾向にあるものの、現在も利用者がいるため、引き続き実施する。	継続	引き続き、申請の相談時には、丁寧に聞き取りをし、支援の対象と判断される場合には、住まいの安定を図るべく支援をしていく。	児童家庭課
71	助成・奨学金制度の周知	国、都による教育費の支援制度の拡充を受け、新規募集は平成30年度をもって終了し、奨学生への貸付は令和3年度をもって終了となった。今後は、国、都、他機関の助成・奨学金制度について、広く周知していく。	区内の中学3年生に対し、国、都、他機関の助成・奨学金制度について記載したリーフレットを配布した。	A	単純作業（封詰めや印刷、紙折り等）が多く、時間がかかる。	継続	単純作業については、オフィスサポートへの依頼を検討する。	教育推進課
72	入学資金の融資あっせん	私立の高校及び大学等への入学に必要な資金に困窮している者を対象に、入学資金の融資をあっせんし、低所得世帯における子どもの学習機会の確保を支援する。	融資あっせんの案内を区立中学校・公共施設・各信金窓口へ送付し、区民へ広く周知。 融資が決定した方については、保証保険料及び利子補給金の交付を実行。 【令和4年度実績】 あっせん件数：84件 融資実行件数：59件（前年度より14件増）	A	現状としては、左記記載のとおり、融資あっせんにより低所得世帯における子どもの学習機会の確保を支援している。	継続	引き続き、当該事業について区民へ周知していく。	教育推進課
73	木全・手嶋育英資金の給付	経済的な理由で大学への修学が困難な成績優秀者に対し、育英資金を支給し、低所得世帯における子どもの学習機会の確保を支援する。	奨学生（前期分18万円×23名・後期分17名×22名）に対し修学金78万円を支給し、また新規採用者3名に対し入学資金を60万円支給した。	A	他の制度の拡充により、木全・手嶋育英資金の申し込み者が減少している。	縮小・見直し	国の修学支援制度の動向を注視しながら、区が担うべき奨学金のあり方について研究していく。	教育推進課

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	取組	内容	令和4年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
R3-2	みんなの就労センターの支援	年齢、性別、障害の有無、就労フランク等に関わらず、働く意欲のある人に対し、就労の場を確保し、提供するセンターへの支援	【相談】 働く意欲はあるものの、就労に結びついていない方に対して職業相談を実施。 《会員数》 R4年度 284名 【就労機会の提供】 職業紹介事業、労働者派遣事業、請負事業により就労機会を提供。 《就労者数》 R4年度 82名	A	・就労条件（時間、勤務地、職種など）による求職者と人のミスマッチ ・個々に沿った働き方に関する企業への周知啓発	継続	・求職者と求人者のミスマッチを減らすため、求職者の就労適性を把握し、個々の希望や適性に沿った就労の場の開拓及び確保を行う。 ・地域事業者に対し、個々に沿った働き方への理解を促し、業務の切り出しや人材活用などの提案をより積極的に行う。 ・地域社会に対し、みんなの就労センターの取り組みを引き続き発信していく。	福祉推進課

② 複合的な困難を抱えた人の生活支援

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	取組	内容	令和4年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
74	人権擁護委員、行政相談委員との連携強化	各委員を通じて、区民からの行政機関に対する苦情や人権侵害問題等に関する相談に応じ、必要な助言や関係機関への通知を行う。	行政相談員は国の行政機関に対する要望・苦情などの相談を、人権擁護委員は女性の人権をはじめとする様々な人権問題について相談に応じ、必要な助言や関係機関への通知を行っている。※グリーンパレス区民相談室以外でも相談に対応している。 ○グリーンパレス区民相談室 【行政相談実績】 令和4年度7件 【人権相談実績】 令和4年度5件	A	現状：相談内容に応じて必要な助言や関係機関（行政評価事務所、東京法務局）との連携を行っている。	継続	引き続き、関係機関と連携して行政相談、人権相談を実施していく。	総務課
75	生活一時資金貸付	一時的に生活資金が不足した方に対し、低金利で貸付を行うことにより、生活の維持や再建を図る。	相談者一人ひとり個別に相談を受け、貸付を実施。また、相談者の生活状況に応じた部署への案内も行った。 貸付実績（件数）：R4（95）	A	左記「令和4年度に実施した取組内容」のとおり、個々の状況に応じた対応を行うことで、相談者の生活の維持や再建を図ることができた。	継続	引き続き相談者個々の状況に応じた案内を行いながら貸付を実施し、生活の維持や再建を図る。	地域振興課
76	母子保健措置医療給付	未熟児養育医療、障害のある児童への育成医療給付を行う。	未熟児の新生児に必要な医療の給付を行う。 ・養育医療給付人数：H29（132）、H30（133）、H31（116）、R2（103）、R3（117）、R4（122） 身体障害のある18歳未満の児童に対し生活能力を得るために必要な医療の給付を行う。 ・育成医療利用件数：H29（155）、H30（154）、H31（219）、R2（190）、R3（148）、R4（90）	A	申請（審査あり）に基づき、必要な医療給付を行っている。	継続	引き続き、必要な医療の機会を提供していく。	健康サービス課 （健康サポートセンター）

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	取組	内容	令和4年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
77	大人のなんでも相談	夫婦・親子の問題の解決に向け、相談の内容に応じて適切な窓口を紹介する。法的な判断を必要とする問題については、弁護士が助言や情報提供を行う。	夫婦・親子の問題などの問題解決に向け、相談の内容に応じて適切な窓口を紹介した。法的な判断を必要とする問題については、弁護士が助言や情報提供を行った。 R4：オンライン法律相談を実施（9件）。 相談実績：大人のなんでも相談R4（1,809）、法律相談（317件）	A	現状：「大人のあらゆる相談」の相談窓口として、「大人」に関する全ての相談を受け付け、内容に応じて関係機関を紹介するなどの確に対応し、解決に向けた支援を行う。相談の中で、法的な助言や情報提供が必要な問題については、弁護士による法律相談につなげた。 課題：離婚に関する相談については、利益が相反する者の両名から相談の希望があった場合に、同じ弁護士が担当しないなどの調整が必要であること。	継続	今後も、様々な相談に的確に対応できる専門員を配置し、相談内容に応じて適切な関係機関を紹介していく。	児童家庭課
78	次世代育成支援事業	子どもの不登校等に悩む生活困窮家庭等を支援することで、子どもの学習・進学を後押しする。保護者の経済状況に左右されることがなく将来に向けて生活の安定を図る。	不登校やひきこもりの状態にある児童生徒や高校進学を控えた生徒とその保護者を対象に、支援チームによる日常生活支援、学習支援を行い、不登校・ひきこもりの改善、高校進学への動機づけ、学力向上を図り、将来の自立へつなげた。	A	中学生を対象とする「高校進学プログラム」では、学習環境支援整備費（塾代）や進路アドバイスなど、個々の状況に合った支援を行った。中学3年生139名のうち129名が高等学校へ進学した。 「高校生に対する進路支援プログラム」では、塾代や大学等の受験料の支給などを行う自立促進事業の利用推進や「大学・専門学校への進学支援ガイダンス」への参加周知など課全体で積極的に支援を行った。大学への進学率は59.2%となった。	継続	子どもの学習や生活の支援を強化し、給付型奨学金を活用して高等教育・大学等への進学率を上げ貧困の連鎖を防ぐ。 「大学・専門学校への進学支援ガイダンス」をさらに充実させ、中高生が進路選択に活用できるような中高生向け応援ガイド（電子ブック）を作成し、貧困の連鎖を防ぐ。	生活支援第一・二・三課
79	若者きずな塾	社会に一步を踏み出せない35歳以下の若者に対し、安心できる居場所を提供しつつ、就職や社会生活に必要なコミュニケーションスキルを身につけられるよう支援する。	月4回（初めての方限定の会を含む）開催し、コミュニケーションスキルの向上、就職に必要なスキルや心構えの習得を目的とし、講義やグループワークなどを実施。 参加実績（延べ）：R4（300） 新規登録者：R4（31）	A	・アンケートの結果より、多くの参加者から「コミュニケーションの自信がついた」や「悩みを解消するきっかけになった」などの声が上がっており、就職決定した参加者もいたため、多くの参加者の就職活動に寄与できたと考える。 ・毎回参加者に記入してもらったアンケートの集計結果より、参加者が求めているテーマ等を把握し、状況に合わせて開催することができた。	継続	・アンケートの集計結果や社会情勢を鑑みてテーマや講義内容を検討しながら引き続き実施する。 ・新規利用者毎年30名を目指す。	地域振興課
再33	地域共生社会構築の拠点「なごみの家」	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう身近な地域拠点として「なごみの家」を設置する。	子どもから熟年者まで分野を問わず相談を受け、専門機関と連携して支援を行った。また、誰でも気軽に立ち寄り交流できる場の提供や地域のネットワークづくりの支援として、「地域支援会議」を開催した。 相談件数：8,990件 来所者数：40,140人 地域支援会議開催数：8回	B	現状：複合的な課題や狭間のニーズを抱えている方へ、多機関協働による支援や居場所の機能を利用した伴走的な支援を行っている。また、地域支援会議で把握した「地域課題」と「何かやりたいという気持ちを持っている方」のコーディネートを行い、地域活動の支援を行っている。 課題：支援体制の整備と業務の標準化。	継続	なごみの家の活動内容について、区ホームページやリーフレット等の配布にて幅広い周知を行う。	福祉推進課

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	取組	内容	令和4年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
再34	熟年相談室の運営	主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師等の専門職が、医療機関・サービス提供事業者・ボランティアなどと連携し、熟年者や家族の方からのあらゆる相談に対し、総合的な対応を行う。	月に1度担当者会を開催し、定期的に情報共有や意見交換を行うことで、対応に係る質の平準化及び向上に取り組んでいる。また、前年度の運営について事業評価を実施。その内容について熟年相談室運営協議会にて報告を行い、第三者からの意見など聴取するなどして、運営に関するPDCAを実施している。	B	業務負担が大きいこと、個々のスキルアップとあわせて熟年相談室のサービスの平準化の推進が課題となっている。	継続	業務負担軽減に向けて一部業務において、DX化を導入している。また、迅速で的確な対応が可能となるよう実務担当者会議等において区と熟年相談室の連携を深めていく。事業評価で把握した好事例を活用できるように、全熟年相談室に共有している。	介護保険課
80	地域支援ネットワーク	熟年相談室（地域包括支援センター）、民生・児童委員、区の連携により、協力団体・事業所、区民の方々からの通報に迅速に対応する体制をとることで、男女問わず熟年者が住み慣れた地域で安心安全に生活できるよう支援する。	<ul style="list-style-type: none"> 情報共有・連携強化を目的とした会議を年一回実施した。 なごみの家により地域課題を抽出し、解決を図るための地域支援会議をコロナ禍により書面開催。 協力団体等からの通報に対応し、必要に応じて安否確認を行った。 緊急安否確認： H29（101）、H30（136）、 H31（83）、R2（91）、R3（74）、R4（85）	B	現状：実施した取組内容に記載したとおり、各会議を実施したことで関係機関と連携し活動できた。緊急安否確認の対応は熟年相談室へ委託し、協力団体等からの通報に対応している。 課題：介護サービスの利用がなく、地域との関りが薄い熟年者に関する情報が入ってきにくい。	拡充	関係機関との連携強化や、協力団体を増やしていくことなどにより、ネットワークを一層充実・強化していく。	福祉推進課
81	地域見守り名簿の活用	地域見守り名簿を希望する町会・自治会やなごみの家、消防署などに提供し、平常時から見守りに活用する。	<ul style="list-style-type: none"> 希望する町会・自治会及び該当地域の民生委員、各なごみの家、各消防署へ名簿の提供を行った。 新たに対象となった方に対して、名簿登録の同意調査を実施した。 	A	居住地域の町会が名簿を希望してなく、なごみの家が近くにない場合に消防署のみ提供となってしまい、日常的な見守りができていない現状がある。	継続	なごみの家がない地域については、町会・自治会でカバーしていただけるようPRを行うことや活用方法について検討していく。	福祉推進課
82	家庭廃棄物の戸別訪問収集	高齢者・障害者で家庭廃棄物を集積所へ出すことが困難な方を対象に実施する。	自らごみ又は資源を集積所に出すことが困難な熟年者世帯等に対して、ごみ又は資源を戸別収集することによって、日常生活の負担を軽減し、在宅生活の支援を行った。 【件数】 令和5年：1,354、令和4年：1,326、令和3年：1,262、令和2年：1,087、 令和元年：1,101、平成30年：1,015、平成29年1,031、平成28年：901	A	ごみの収集は区民生活の安定確保に不可欠な行政サービスであり、熟年者や障害者に対しても欠けることなく実施する必要がある。また、在宅生活の支援という視点においても有用である。	継続	自らごみ又は資源を集積所に出すことが困難な熟年者世帯等に対して、ごみ又は資源を戸別収集することによって、日常生活の負担を軽減し、在宅生活の支援を行う。	清掃課
83	住まいの改造助成	介護を必要とする熟年者等が車いすなどを使用して暮らしやすいよう住まいを改造する場合、その費用を助成する。	申請者に必要な改修を本人や家族、ケアマネジャー等や施工業者とともに検討し、安全な居宅生活が送れるように支援を行っている。 助成決定実績：117件	B	地域包括支援センターやケアマネジャー等に住まいの改造助成制度の案内を充実させることにより、より広く周知を図り、あわせて正しい理解と有効利用を勧めていく。	継続	リーフレット等を作成し、地域包括支援センターや介護事業所等に配布し、制度の普及に努める。また、要件に該当しない方には、他の制度でできることがないか調べる等、引き続き丁寧に対応していく。	介護保険課 障害者福祉課

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	取組	内容	令和4年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
84	社会的養護自立支援（退所後支援）	里親委託又は施設入所中の児童の措置解除前に、施設等から自立した後の生活を考慮した支援をする。	児童相談所内に退所後支援員を設置するほか、専門知識、ノウハウをもった支援コーディネーターによる児童との面談や自立支援継続計画の作成、居場所事業（児童相談所、区民館等）、居住費支援を行った。支援コーディネーターによる面談等：47名、居場所事業：年18回開催、居住費支援：5名	B	現状：対象児童と面談や自立支援計画の作成等を行うことで、退所後の不安を抱える児童の支援体制を構築することができた。 課題：施設や退所後支援員、対象児童等との情報共有や制度の周知が不足していた。また居場所事業の開催場所が偏っていた。そのため、支援継続計画作成数や、居場所事業参加者が少なかった。	継続	支援コーディネーターとともに、児童個々の退所後支援の情報提供を行っていくとともに、施設等が作成した自立支援継続計画を活用していき、より多くの児童の支援に繋がれるようにしていく。また、居場所事業の参加者拡充のため、オンラインでの実施や、児童の参加しやすい都心部や施設が多い都西部地区での開催を検討していく。	児童相談所 援助課

（2）生涯を通じた健康支援

① 妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	取組	内容	令和4年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
85	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画情報誌にリプロダクティブ・ヘルス/ライツ特集記事を掲載した。 「女性の健康週間」に合わせてSNSでの情報発信を行っている。 リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発講座を実施している。参加のハードルを下げるため、オンライン同時配信を併用している。 【実施実績】 ・R4：講座参加者計105名（5回実施）、SNS閲覧数計230回	A	現状：啓発講座、情報紙、SNSにて多角的に啓発を行っている。 課題：若年層への訴求が特に重要な分野であるが、講座受講後アンケートによると20歳代以下の講座参加者が少なく、若年層への訴求を更に高めていく必要がある。	継続	若年層への効果的な訴求方法を模索しながら、今後も多様な媒体での啓発を実施するとともに、令和8年度までに講座参加者数及びSNS閲覧回数を令和4年度比で10%増加させる。	総務課
86	女性の健康支援	女性の健康週間に合わせ、女性特有の健康に関する正しい知識を普及啓発する内容をホームページ及び、X（旧ツイッター）に掲載する。	区ホームページに女性の健康づくりを応援する情報サイトを新設し3月の女性の健康週間に合わせX（旧ツイッター）、フェイスブック、LINE、FMえどがわなどの媒体を活用して案内した。健康サポートセンターでも、女性の健康づくりに関するパネルやリーフレットなどを設置し普及啓発に努めた。	A	X（旧ツイッター）、フェイスブック、LINE、FMえどがわなどの媒体を活用しても、区ホームページの女性の健康づくりを応援する情報サイトへのアクセス件数が少ない。効果的な啓発方法を検討する必要がある。	継続	区ホームページ、X（旧ツイッター）、フェイスブックなどの媒体の活用他、自身の健康について考えてもらうきっかけを増やす。	健康推進課 地域保健課
87	健康相談	女性特有の疾病や骨粗しょう症等について、個別相談を実施する。	随時、個別に健康相談を電話や来所面接等で実施している。 骨粗しょう症については、医療検査センターの骨密度測定結果のお知らせに、健康サポートセンターの保健師・栄養士・作業療法士・理学療法士等専門スタッフに相談できることを記載している。	B	左記以外にも、3月の女性の健康週間に合わせて、普及啓発のためにパンフレット、ポスターを展示している。ただ、展示のみになっており、困りごと等相談できる旨の周知はしていない。	継続	3月の女性の健康週間の普及啓発において、専門スタッフに相談できることを掲示し、相談しやすい環境を作る。	健康サービス課 （健康サポートセンター）

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	取組	内容	令和4年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
88	性感染症相談及びHIV検査の実施	電話や面談による性感染症相談、HIV検査を実施する。	性感染症相談は随時実施（主に電話相談）。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止していたHIV及び梅毒検査については、令和4年8月から月1回の頻度で再開。検査は無料・匿名で実施。	B	梅毒患者の急増に伴い、HIV及び梅毒検査の希望者が増加している。検査枠が数日で埋まる検査日もあったため、1回あたりの定員を増やすなどの対応を行った。今後も検査希望者数の推移を見ながら、必要に応じて定員を増やすなどの検討が必要。	継続	HIV及び梅毒検査の希望者数の推移を見ながら、検査物品の見直し等を行い1人当たりの検査時間を短縮することで、1回当たりの検査定員数を増やすことを検討する。	保健予防課
89	青少年層へのHIV対策講演	性に関する意思決定や行動選択の能力形成過程にある青少年層に対して教育現場の協力のもと、普及啓発を行う。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、健康教育事業は休止（「パンフレット」や「はたらく細胞漫画/HIV編」などの教材を教育現場に配布）	C	今年度より、HIVを始めとした性感染症についての健康教育の再開を計画。	拡充	東京都の事業なども活用しながら、教育現場と連携し、新型コロナウイルス感染症の拡大により休止していた性感染症についての健康教育の再開を今年度予定。	保健予防課
再51	性に関する指導	性に関する指導を通して、「人間尊重」「男女平等の精神」に基づく正しい異性観を児童・生徒に身に付けさせ、人格の完成・豊かな人間形成を図る。	「性教育の授業」講師派遣事業（東京都教育委員会）南葛西第二中学校・上一色中学校	B	各学校において発達段階に応じた性に関する指導を行う中で、正しい異性感について学ぶ機会を作っている。また、産婦人科医や助産師を招へいした「性に関するモデル授業」を中学校で実施する中で、男女を含め自他を大切にすることを養うことができたことで、外部講師による授業の有効性を感じることができた。	継続	外部講師を招へいした「性に関する授業」が中学校全校で実施できるように外部講師のリストを作成し、各校に紹介できるようにする。	教育指導課
90	産後ケア	助産師のいる施設での宿泊や通所、助産師による家庭訪問を実施し、授乳や育児等の相談支援を行うことで、産後うつ予防、児童虐待の未然防止を図る。	産後ケア（宿泊型）（通所型）（訪問型）とも休止することなく継続して実施することができた。利用施設（区外）も一箇所増やし、宿泊型、通所型は利用者数が増加した。訪問型は継続的に希望者全ての受け入れができています。 ・産後ケア（訪問型）実績（件）：R2（94）、R3（329）、R4（330） ・産後ケア（通所型）実績（件）：R2（36）、R3（86）、R4（127） ・産後ケア（宿泊型）実績（件）：R2（休止）、R3（187）、R4（222）	A	（宿泊型）（通所型）に関しては施設が1箇所増えたとは言え、受入可能数は少なく、また、実施施設によっては受け入れの児の月齢を2か月までと制限しており、区が対象としている4か月までの母子の利用がしにくい現状がある。利用希望者すべてが利用できるようにするためには、施設の拡充が必要であり、とくに区内の施設が少ないため、区内施設の開拓が必要である。	拡充	産後ケア（宿泊型）（通所型）の実施が可能な施設（とくに区内）の開拓。	健康サービス課（健康サポートセンター）
再8	ハローベビー教室	初妊婦及びその配偶者等を対象に、妊娠・出産についての知識や心構え、出産準備や赤ちゃんのお世話方法などについての講座を行う。	・平日コース（2日制）と休日コース（1日制）を用意。就労妊婦やその夫（パートナー）が参加しやすいように、需要の多かった休日コースの回数を増やして実施。 ・専門職による講義、育児体験や妊婦体験等を通し親自身の自覚を高める内容。 ・参加者実績：R2（2,264）、R3（3,367）、R4（3,013）	A	現状：平日、休日コース共に、夫婦での参加が増えている。R4年度より休日コースの回数が増えた事により以前に比べお断り件数は減少した。平日コースについては参加者数が定員をかなり下回っている状況。 課題：平日コースについては必要数に見合った開催数に整理する必要がある。また平日休みの人が参加しやすいよう開催曜日や時間帯を偏りのないよう調整する必要がある。	継続	・休日コースの開催回数・定員の増加。 ・平日コースの回数を必要数に見合った回数に調整。 ・平日コースの開催曜日、時間帯の偏りを調整。	健康サービス課（健康サポートセンター）

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	取組	内容	令和4年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
91	妊婦歯科健診	妊娠中の口腔疾患の予防のため、歯科健診・歯科保健指導を実施する。個別医療機関で受診することで、家族ぐるみのかかりつけ歯科医推進を図る。	令和元年度より、受診方法を個別医療機関での受診に変更し、受診しやすい環境を整備した。また、家族ぐるみの歯と口の健康づくりの推進の一環としてむし歯予防に効果的なフッ化物応用に関する情報リーフレットを作成し受診時に配布を行った。 受診者数(受診率)：令和4年度1,692人(33.2%)	A	医療機関実施であるため、コロナ禍であっても継続実施ができた。妊娠中の歯科健診受診の重要性について、現状では妊婦全数面接事業での案内、区ホームページへの掲載、『びよナビえどがわ』の発信を実施している。受診率は増加しているが、さらなる受診者増の対策が必要である。	継続	子育て応援アプリ『びよナビえどがわ』の活用を令和4年度から開始したが、通知時期の検討と合わせて、妊娠中の歯科口腔保健に関する情報発信についても充実を図る。また、令和5年度より妊娠中に受診できなかった場合に限り、子が1歳になるまでの間で受診可能とした。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
92	妊婦健康診査	妊婦健康診査や妊婦超音波検査、妊婦子宮頸がん検診の費用を助成することで、妊婦の健康を支援する。	妊婦や胎児の死亡率低下、流・早産、心身障害児の発生予防を図る。 延受診者数実績： H29(73,436)、 H30(71,611)、 H31(69,028)、 R2(59,033)、 R3(58,768)、 R4(54,893)	A	出産件数が大きく減少しているため、費用助成件数も比例して減少している。	継続	安心して出産ができる環境を整えるべく引き続き取り組んでいく。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
93	妊婦全数面接事業 (びよママ相談)	妊娠届出時または妊娠中にすべての妊婦と保健師等が面接を行い、状況把握や必要な情報提供を行うことで妊娠・出産・育児に関する悩みや不安の軽減を図り、必要に応じて継続支援につなげる。	R4年度の3月より、国の出産子育て応援給付金制度を事業開始した。 (R4.4月～R5.2月は遡及分の支給) 面接実績(件)：R2(5,440)、R3(5,307)、R4(5,119)	A	・都の育児ギフトと国の出産子育て応援給付金を活用しながら、基本的に対面での面談を行い、状況把握や情報提供をし、これから始まる育児の相談先としての位置付けの第一歩とした。子育て応援給付金事業を周知することで、これまで以上に新生児訪問を利用していただき、出産後の支援につなげやすくなっている。 ・対面での面接が基本だが、遠隔地に滞在して来所できない方や訪問も難しい場合には、状況に応じてオンライン相談も行い、より相談機会のバリエーションが増えている。	継続	引き続き全数面接を実施する。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
94	妊産婦訪問指導	妊婦及び産後保健指導を必要と認められた者に対し、保健師の家庭訪問による日常生活指導や異常の早期発見・防止についての指導、健康相談を行う。	妊婦全数面接や医療機関との連携により要支援者を把握し、保健師による訪問指導を行い、身体的・精神的な健康相談を行った。 ・訪問実績：R2(905)、R3(915)、R4(829)	A	妊婦全数面接や医療機関等の連携により把握した要支援家庭については、本人からの申請がなくても保健師からアプローチし、乳児健診前の育児負担が高まる時期にタイムリーに状況把握し、健康相談や育児支援ができています。	継続	引き続き訪問指導を実施する。	健康サービス課 (健康サポートセンター)

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	取組	内容	令和4年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
95	助産師育児相談	新生児訪問後の継続支援の場として、助産師による授乳等に関する相談の機会を設け、育児不安を軽減し安心して子育てができるよう支援する。	授乳育児を伴う、主に乳児を持つ母親に対し、助産師の個別相談により、育児不安の軽減や母子の孤立化予防を行い、安心して子育てができるように支援した。 ・利用者数実績：R2（193）、R3（235）、R4（291）	A	新型コロナウイルス感染症は5類となり、徐々に制約は取り払っているが、予約制については各健康サポートセンターの状況に合わせての運営であり、引き続き予約制が多い。また、参加人数や運営状況によって、現時点では個別相談の場としてのみ活用され、交流の場とはしていない所もある。	継続	今後は、交流の場としての活用を再開・強化していくのか、2か月児の会利用者の参加状況も参考にしながらニーズを把握し、各所の状況に合わせ必要時は移行方法を検討していく。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
96	地域子育て見守り事業 (赤ちゃん訪問事業)	研修を受け登録をした赤ちゃん訪問員が対象家庭を訪問し、子育て情報バッグを届けながら、乳児やその保護者等の様子を伺い、育児に関する不安・悩みを傾聴し、相談先等の地域の子育てに関する情報を提供する。	令和4年度は引き続き感染症予防対策を講じながら、通常通りの活動ができた。面会率も大幅にアップした。 訪問員：R2年（167名）、R3（146名）、R4（135名） 訪問実績（回）：R2（2,423）、R3（2,151）、R4（1,877） 面会実績（回）：R2（933）、R3（1,025）、R4（1,402）	A	赤ちゃん訪問員の研修会が2年ぶりに実施できた。 令和5年3月から出産子育て応援給付金事業の開始により、新生児訪問希望者が増えることで、赤ちゃん訪問の件数が令和5年度以降は激減していくことが予想されている。事業の縮小又は廃止に向けて検討する必要がある。	縮小・見直し	事業の縮小又は廃止に向けての検討	健康サービス課 (健康サポートセンター)
97	乳幼児健康診査・健康相談	乳幼児の健康診査を行い、その保護者に適切な保健指導を実施することにより、乳幼児の健全育成を図る。あわせて子育てが困難な家庭や虐待の危険性のある親子を早期に発見し対応する。	・健診予約票や子育てアンケートを用い、母親やパートナーの育児状況や育児支援体制など確認し、養育支援を必要とする家庭のセレクトを行い相談に応じている。 ・各健診にて、月齢・年齢に合った発育・発達状況、健康課題について確認し、必要時、発達相談事業や療育施設、医療機関等につながるよう支援する。	A	各健診でカンファレンスを行い、健診時の相談で解決できない課題があれば、所内事業や地区担当保健師によるフォローを行い、継続支援を実施している。 健診未受診で現状把握できない家庭は未来所フォローを行い、全数の状況把握を努めている。	継続	引き続き乳幼児健診・健康相談を実施する。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
98	新生児訪問指導	新生児の発育・栄養・生活環境・疾病予防等、発育上必要な事項について、保健師や委託助産師が訪問指導をする。	申請時にEPDS等アンケートを取得することで、ハイリスクの心配があるケースを早期発見、早期対応することができた。令和5年3月から出産・子育て応援給付金事業が開始し、新生児訪問を受けることが給付の条件となったため、新生児訪問希望者の急増が見込まれ、令和5年度に向けての体制整備を行なった。 訪問実績（人）：R2（2,514）、R3（2,719）、R4（2,833）	A	これまでは出生の約半数が新生児訪問を希望していたが、給付金申請のために今後はほぼ全数に新生児訪問を実施することになるため、全数に確実に対応する体制の確保が必要。	拡充	訪問指導員の確保、事務処理の効率化、分散化の検討	健康サービス課 (健康サポートセンター)

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	取組	内容	令和4年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
99	多胎児の会	双子・三つ子などの多胎児親子および多胎妊婦が交流する場を提供し、情報交換したり、専門職への相談を通じて、安心して子育てできるように支援する。	参加者の抱える課題や解決策の共有や、日ごろのストレス解消の吐き出しの場となっており、その中で、一人育児の不安や負担軽減のための解決策の共有を行った。 ・利用者数(組)実績：R2(71)、R3(103)、R4(119)	A	参加者の抱える課題の共有や育児等に関する気持ちの吐き出しの場にもなっている。専門職が入る場面を提供し、相談支援が受けられるようにしているが、参加者が少なくなってきたり、健康部だけでなく他部で実施している子育てひろばとの連携等、工夫が必要か。	継続	他部で実施している子育てひろばと連携し、参加者が参加しやすい場の提供を検討する。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
100	2か月児の会	育児不安が強くなりやすい時期に、子育てに関する情報や相談が受けられる環境、仲間づくりの場を提供することで子育てを支援する。	参加者の抱える課題や解決策の共有、日ごろのストレス解消の吐き出しの場として実施しており、参加者同士の交流を深め仲間づくりの機会とし、その中で一人育児の負担や負担軽減のための解決策の共有を行った。 ・利用者数実績：R2(854)、R3(1,315)、R4(1439)	A	参加者の抱える課題や解決策の共有、育児に関する気持ちの吐き出しの場となっている。また仲間づくりの場にもなっており、この時期にこういう場を提供することは有効と考える。	継続	今後もこの会を継続実施していく。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
R4-1	パパとパートナーのための育児ゼミ	妊婦のパートナー及び0歳から2歳までの子を持つ父親が育児のスキルを学び、子育てに関する悩みを共有や情報交換ができる場を提供することにより、父親の子育てに関する不安や悩みを軽減し、父親のうつ予防及び児童虐待を未然に防ぐ。	令和4年7月から事業開始。児の年齢別に3つのコースを設け、1クラス2日制で2クール実施。父親が参加しやすい土日に設定し、オンラインで開催。親子参加も可。 ・0歳クラス実績(実人数)：R4(26) ・1歳クラス実績(実人数)：R4(25) ・2歳クラス実績(実人数)：R4(34)	A	参加者アンケートより、内容の評価は高いが、0～2歳の父親という本事業の対象者と直接の接点が少なく、周知方法が課題。	継続	対象家庭への周知の継続。必要に応じて、コースによる定員や回数の見直し。	健康サービス課 (健康サポートセンター)

② ライフステージごとの課題に応じた健康づくりの推進

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	取組	内容	令和4年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
101	各種健康事業の実施	区民の健康に対する理解と知識を向上させるため、個人や地域に対し、健康に関する講習会や相談事業を行う。	各種事業、健康講座、グループ活動など個人や地域に対し講演や相談事業等を行った。 ・講演会、講習会等実績 R3（947回 11,306人）R4（1,276回 24,083人）	B	新型コロナウイルス感染拡大の影響により講習会等の開催見合わせや時間の短縮により健康講座そのものの実施が制限された。このため、ホームページやWEBでの広報活動に力を入れた。しかし、コロナの減少に伴い、地域住民同士の交流や健康講座が少しずつ可能になり、継続した情報発信が必要と感じている。	継続	感染対策に配慮した各種事業や健康講座等を実施し、ライフステージごとの課題に応じた健康づくりの普及啓発に取り組む。	健康サービス課 （健康サポートセンター）
102	栄養相談・指導	生活習慣病予防のため、日常の食生活の状況について、栄養士による相談・指導を行う。併せて、女性が食事をつくり、男性は食べるということではなく、誰もが自身の健康に資する食事を簡単に準備できるように食環境整備事業として「えとかわ毎日ごはん」事業を実施していく。	・成人向けに食との関わりの深い疾病（糖尿病、脂質異常症）の予防、肥満の改善、低栄養予防など、個別の相談を行った。相談実績：R4（782人） ・乳幼児向けに授乳や離乳食などについての相談を行った。相談実績：R4（4751人） ・Edogawaまいにちごはん事業 R4実施状況： 1. バランスの良い食事をしましょう。（主食・主菜・副菜をそろえましょう。）（11月） 2. 減塩を心がけましょう。（9月） 3. 毎日、朝ごはんを食べましょう。（6～7月）、（3月）	A	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、予約制による相談を実施した。成人については、相談控えの傾向が続いている。乳幼児については同年齢の乳幼児を持つ親との交流が少なく、情報をネットに頼っている。誤情報を入手し、悩みを持つようになる相談者も多かった。	継続	・「栄養相談日（成人）」と「乳幼児栄養相談」は、ホームページや広報、リーフレット等に掲載し周知を行い予約制で相談を実施する。相談者の性別に関係なく父からの乳幼児栄養相談も行う。 ・「Edogawaまいにちごはん」テーマを決めて実施をする。発信する情報や事業者の協力内容は、テーマを決めて行う。 1. バランスの良い食事をしましょう。（主食・主菜・副菜をそろえましょう。）（11月実施予定） 2. 減塩を心がけましょう。（9月実施予定） 3. 毎日、朝ごはんを食べましょう。（3月実施予定）	健康サービス課 （健康サポートセンター）
103	がん検診等の実施と受診勧奨	広く区民に対して健康診査やがん検診の機会を提供するとともに、働き盛りや子育て中の若年層から、り患者が増加する大腸がん・乳がん・子宮頸がんに重点を置いた効果的な受診勧奨を実施する。	9月のがん予防推進月間に合わせ、がん予防の普及啓発として、ポスターの作成、及び9月中旬に子宮頸がん検診（20歳）・乳がん検診（40歳）の個別受診勧奨を実施した。11月には胃がん検診・大腸がん検診についても、40・45・50・55・60歳を対象に個別勧奨を実施した。また、12月には31・36・46・51・56・61歳を対象に子宮頸がん検診・乳がん検診の個別受診勧奨を追加で実施した。さらに1月より胃がん検診予約者に大腸がん検診のキットを事前送付を実施した。	A	通知発送後の乳がんと子宮頸がんの受診者が増加した。また、胃がん検診予約者に大腸がん検診のキットを事前に送付することで胃がん検診と大腸がん検診を同時受診する者が増加した。個別勧奨をすることで、一定の効果があがることから、今後の勧奨方法についても工夫が必要である。	継続	区で実施しているがん検診の認知度を上げること、受診者を増やすための個別勧奨に力を入れていく必要がある。	健康推進課

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	取組	内容	令和4年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
104	がん予防出前教室	新学習指導要領により令和3年度から中学校でがん教育が全面实施となったことを受け、出前教室は各校3年に1回、希望に応じて実施する。また、毎年江戸川区のがんに関する統計データを提供し、がん教育を推進する。	令和4年度の実施対象校のうち希望校（小学校17校、中学校5校）に健康サポートセンター保健師の講師派遣により実施した。また、がんに関する最新の統計データを提供した。	A	がん予防出前教室では受講前・後にアンケートを実施し学習効果を判定しているが、理解度（よくわかった）は小学生は85.8%、中学生は80.5%であり、がんの病気の理解度の向上、発生に関与する生活習慣の見直しの必要性をわかりやすく伝えることが重要である。また、小学校では保護者へ児童からメッセージを書いて渡し、保護者のがん検診の受診率の向上につなげることが課題。	継続	教室前・後のアンケートは、タブレット端末の活用により、学校と講師の負担軽減を図り、DX化に取り組む。また、中学生において、プレコンセプションケアの視点を加え、プログラム内容を検討する。	地域保健課
105	健康努力児童・生徒表彰	日頃から健康づくりに励み、大きな成果を上げている児童・生徒を表彰し、その努力を称えることで、学童期の健康づくりを推奨する。	各小・中学校において、心豊かで自己の健康づくりに継続的に努力し、成果をあげている者を表彰した。 ・表彰者実績（小学校・中学校）：H30（175人・147人）、H31（183人・142人）、R2（176人・139人）、R3（170人・143人）、R4（176人・145人）	A	現状：実施した取組内容に記載したとおり、日頃から健康づくりに励み、大きな成果を上げている児童・生徒を表彰することにより、健康についての意識の高揚が図られている。	継続	引き続き、各小・中学校において、心豊かで自己の健康づくりに継続的に努力し、成果をあげている者を表彰し、各小・中学校での健康についての意識の高揚を図っていく。	学務課
106	リズム運動	熟年者の仲間づくりや健康づくりなどを支援するため、社交ダンスを熟年者向けにアレンジしたリズム運動を実施する。	リズム運動は男女がペアとなって組んで踊るようなプログラムが多数用意されているが、女性が男性のステップを選ぶことができるなど、気軽に参加できる体制で実施している。	A	新規参加者が減少している。参加者の高齢化が進んでいる。	継続	初心者教室等各種教室の募集方法の検討や、イベント出演など広報活動を強化し、リズム運動の普及促進に努める。	福祉推進課

③感染症の流行を踏まえた事業実施体制や周知方法の構築

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	取組	内容	令和4年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
再85	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画情報誌にリプロダクティブ・ヘルス/ライツ特集記事を掲載した。 ・「女性の健康週間」に合わせてSNSでの情報発信を行っている。 ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発講座を実施している。参加のハードルを下げるため、オンライン同時配信を併用している。 【実施実績】 ・R4：講座参加者計105名（5回実施）、SNS閲覧数計230回	A	現状：啓発講座、情報紙、SNSにて多角的に啓発を行っている。 課題：若年層への訴求が特に重要な分野であるが、講座受講後アンケートによると20歳代以下の講座参加者が少なく、若年層への訴求を更に高めていく必要がある。	継続	若年層への効果的な訴求方法を模索しながら、今後も多様な媒体での啓発を実施するとともに、令和8年度までに講座参加者数及びSNS閲覧回数を令和4年度比で10%増加させる。	総務課
再86	女性の健康支援	女性の健康週間に合わせ、女性特有の健康に関する正しい知識を普及啓発する内容をホームページ及び、X（旧ツイッター）に掲載する。	区ホームページに女性の健康づくりを応援する情報サイトを新設し3月の女性の健康週間に合わせX（旧ツイッター）、フェイスブック、LINE、FMえどがわなどの媒体を活用して案内した。健康サポートセンターでも、女性の健康づくりに関するパネルやリーフレットなどを設置し普及啓発に努めた。	A	X（旧ツイッター）、フェイスブック、LINE、FMえどがわなどの媒体を活用しても、区ホームページの女性の健康づくりを応援する情報サイトへのアクセス件数が少ない。効果的な啓発方法を検討する必要がある。	継続	区ホームページ、X（旧ツイッター）、フェイスブックなどの媒体の活用他、自身の健康について考えてもらうきっかけを増やす。	健康推進課 地域保健課

(3) すべての暴力の根絶

① 配偶者等からの暴力被害者に対する相談支援体制の充実

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	取組	内容	令和4年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
108	配偶者暴力相談支援センターの運営	配偶者からの暴力に関する電話相談や、DV証明書・保護命令に必要な証明書の発行。	配偶者からの暴力に対する専用電話による電話相談、DV証明書の発行や保護命令に必要な書面の提出、住民基本台帳の支援措置申出書の意見書記入等を行った。 支援実績（相談） R4(97) 支援実績（証明書等の発行） R4(76)	A	現状：区ホームページや関係機関からの紹介により繋がった相談者に対して、配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書の発行等を行い、被害者の自立に向けて支援した。 課題：令和6年4月1日に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が改正される。法改正に伴い、保護命令の発令要件の拡充などが予定されていることから、相談内容の充実が必要となる。	継続	・引き続き区のホームページやDV相談カード等で積極的に周知を行なっていく。 ・法改正に伴い、相談内容をよりきめ細かく聞き取るなどし、被害者の自立に向けて支援していく。	児童家庭課
109	DV相談	DV被害者に、問題解決に向けた情報提供や自立に向けた支援を行う。	家族間、パートナー等からの暴力に関する相談を受け、解決に向けて関係機関の案内、情報提供等を行った。 相談実績 R4(1,000)	A	現状：区ホームページや関係機関からの紹介により繋がった相談者に対して、必要な情報提供や関係機関との連絡調整を行い、迅速な被害者保護と自立に向けた支援を行った。 課題：令和6年4月1日に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が改正される。法改正に伴い、相談の幅が広がる可能性を想定した相談体制の在り方を検討する。	継続	・引き続き区のホームページやDV相談カード等で積極的に周知を行なっていく。 ・法改正後の状況を注視しながら、多様な相談に対応していけるよう相談員のスキルアップを図り相談体制を整え、被害者の自立に向けて支援していく。	児童家庭課
110	DV被害者支援ネットワーク連絡会	配偶者からの暴力を防止し、関係機関と連携してDV被害者に対する適切な支援及び保護をするため、必要な事項の協議と情報共有を行う。	令和4年12月15日に関係機関を招集し実施。DV相談状況の報告、DV証明書の概要や住民基本台帳支援措置の説明、関係機関からのDV被害者支援に関する業務の情報提供、意見交換等を行った。	A	現状：暴力被害者に対して適切な支援及び保護のため、関係機関と現状や課題について共通認識を図ることができた。 課題：令和6年4月1日に、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行される。これにより、「女性福祉」「人権の尊重」「男女平等」の新たな視点での支援が必要となる。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正が予定されている。このことから、各支援部門間の役割や連携の在り方を明確化し、現在の連絡会を被害者支援のためにより重要な共通認識の場としていくことが必要となる。	継続	参加機関の選定や会の内容を十分検討して開催し、多様な支援部門間の役割や連携の在り方等を調整することでDV被害者に対する適切な支援及び保護に取り組んでいく。	児童家庭課
111	DV相談窓口の周知	配偶者暴力についての啓発及び配偶者暴力相談支援センターの周知のため、女性用トイレ等に設置する。	・トイレ等に配置するため、区内各施設及び医療機関等計78か所にカードを配布している。 ・区SNSにてカード画像を定期的に投稿し、相談窓口の周知を行った。	A	現状：紙媒体の配置に加え、毎月のSNS投稿等でも情報展開を行っている。	継続	引き続き紙媒体やSNS等で相談窓口の周知を行っていく。	総務課

② 暴力防止やセクシュアル・ハラスメントなどのハラスメント防止のための啓発

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	取組	内容	令和4年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
112	「女性に対する暴力をなくす運動」の啓発	「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間にあわせ、シンボルである「パープルリボン」の普及や女性に対する暴力の根絶に向けた啓発、相談窓口の周知活動を行う。	○「女性に対する暴力をなくす運動」にちなみ、以下の事業を実施している。 ・運動期間に合わせた、グリーンパレスでの啓発展示及び都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターのリーフレットや人権啓発メモ帳等の啓発グッズの配布 ・運動期間に合わせた、タワーホール船堀展望塔のパープルライトアップ ・SNSでの運動の趣旨及び相談窓口の案内に係る投稿 ・DV・性暴力等防止講座の実施（参加のハードルを下げるため、オンライン同時配信を併用） 【実施実績】 ・R4：講座参加者数計130名（5回実施）、SNS閲覧数計452回	A	現状：複数の媒体にて啓発を展開している。 課題：国や都において紙媒体の啓発資料が削減されつつあるため、他媒体での広報も重要になっている。	継続	引き続き多様な媒体での啓発を実施するとともに、令和8年度までに講座参加者数及びSNS閲覧回数を令和4年度比で10%増加させる。	総務課
113	区職員の人権研修等の実施	あらゆる暴力の早期発見のため、虐待防止研修や人権研修等を通じて、職員の暴力防止のための意識啓発を行う。	・管理・監督者を対象とした講演会（講演と映画のつどい）を年1回実施した。 参加実績：123名 ・一般職員を対象とした人権同和問題啓発研修を実施した。 参加実績：707名 ※ ※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、集合研修は行わず、人権e-ラーニングを実施した。	A	左記のとおり実施し、職員の暴力防止への意識を高めることができた。	継続	引き続き、研修を実施していく。	職員課
114	安心して歩ける道づくり	令和3年度末までに街路灯のLED化100%を完了し、適切な照度を図る。また、今後も安全・安心な道づくりをすることで環境整備を図る。	照明柱の腐食に対する改修を継続して実施した。	A	令和3年度末に街路灯のLED化概成100%を達成した。	廃止	リース事業を活用した計画的な更新を進める。	保全課
115	私道防犯灯の助成	私道を明るくすることで、安全・安心なまちづくりをする。	私道防犯灯の所有者である各町会・自治会等から委任を受けた江戸川区連合町会連絡協議会会長が行う、私道防犯灯調査業務委託の実施費用を助成した。	A	まだ数多くの私道防犯灯が蛍光灯であり、蛍光灯ランプの消耗により不点灯が多く発生する。	継続	R5年度末に約4,000基の蛍光灯を省電力かつ長寿命のLED灯に取り替えることにより、私道防犯灯のLED化率は概成100%を達成する。	保全課
R3-3	デートDV予防動画	デートDV予防動画を公開し、デートDV防止の啓発を行う。	区が作成したデートDV予防動画「人と人とのよりよい関係について一緒に考えよう」を区ホームページ及び区公式YouTubeチャンネルにて公開しているほか、DV防止啓発講座等の開演前に上映した。	A	現状：令和4年度のページアクセス数・動画再生数の合計は2,883回であった。	継続	年間累計アクセス数が2,000回以上となるよう、区公式SNSでの月に1回以上の投稿等にて周知を行っていく。	総務課

③ 被害者の早期発見・早期対応と自立支援

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	取組	内容	令和4年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
116	犯罪被害者や性暴力被害者支援窓口の周知	警察、被害者支援都民センター、性暴力救済センター・SARC東京などの関係機関と連携して犯罪被害者等の支援に当たるとともに、様々な媒体や機会を利用して支援や相談先の効果的な広報を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 「相談窓口のご案内」を作成、区ホームページへの各種相談窓口の掲載 区SNSでの各種相談窓口の周知 「女性に対する暴力をなくす運動」期間、「犯罪被害者週間」に合わせた展示・各相談機関リーフレット等の配布 <p>【推進会議委員の意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 暴力はいかなる事情によっても決して許されないものとして捉えられているかと思う。「犯罪被害者や性暴力被害者支援窓口の周知」があるが、私は、加害者の更生に携わっている。加害者への矯正教育が非常に重要であるが、犯罪や暴力の被害者の心の傷の救済はそれ以上に重要だと思う。被害者やその家族が置き去りになってしまうことも多々あると感じる。そういった人たちの声を掘り取りしっかりとサポートしていく体制を取っていただき、大きくPRしていただくと、心の傷に対する支援になるのかと思う。 非常に大切だが着目されづらいことだと思う。 （区説明）区内の各警察署と庁内の関係部署とでネットワーク会議をもっている。犯罪被害者支援については、現在では、裁判所、検察、警察でも非常に力を入れており、手厚く支援している。江戸川区では、例えば、殺人事件のような重大犯罪の被害者のご家族に対して、届出をする際に、通常の窓口とは別室を用意するといった支援をした例がある。 国では、犯罪被害給付金の給付水準の大幅な引き上げ等の法改正の動きがある。また、DV防止法が改正され、従来は身体的暴力のみがDVの対象であったが、精神的暴力についてもDVに含まれるようになった。東京都では、公益社団法人被害者支援都民センターが手厚い被害者支援を行っている。今後も、これらの関係機関と連携して、犯罪被害者支援に取り組んでいく。 	A	現状：区ホームページや区SNSで各種相談窓口を周知するとともに、啓発展示の実施の際に各種相談窓口の資料等を配布している。	継続	引き続き周知を行っていく。	総務課
再97	乳幼児健康診査・健康相談	乳幼児の健康診査を行い、その保護者に適切な保健指導を実施することにより、乳幼児の健全育成を図る。あわせて子育てが困難な家庭や虐待の危険性のある親子を早期に発見し対応する。	<ul style="list-style-type: none"> 健診予診票や子育てアンケートを用い、母親やパートナーの育児状況や育児支援体制など確認し、養育支援を必要とする家庭のセレクトを行い相談に応じている。 各健診にて、月齢・年齢に合った発育・発達状況、健康課題について確認し、必要時、発達相談事業や療育施設、医療機関等につながるよう支援する。 	A	各健診でカンファレンスを行い、健診時の相談で解決できない課題があれば、所内事業や地区担当保健師によるフォローを行い、継続支援を実施している。健診未受診で現状把握できない家庭は未来所フォローを行い、全数の状況把握を努めている。	継続	引き続き乳幼児健診・健康相談を実施する。	健康サービス課（健康サポートセンター）
再108	配偶者暴力相談支援センターの運営	配偶者からの暴力に関する電話相談や、DV証明書・保護命令に必要な証明書の発行。	配偶者からの暴力に対する専用電話による電話相談、DV証明書の発行や保護命令に必要な書面の提出、住民基本台帳の支援措置申出書の意見書記入等を行った。 支援実績（相談）R4(97) 支援実績（証明書等の発行）R4(76)	A	現状：区ホームページや関係機関からの紹介により繋がった相談者に対して、配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書の発行等を行い、被害者の自立に向けて支援した。 課題：令和6年4月1日に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正される。法改正に伴い、保護命令の発令要件の拡充などが予定されていることから、相談内容の充実が必要となる。	継続	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き区のホームページやDV相談カード等で積極的に周知を行なっていく。 法改正に伴い、相談内容をよりきめ細かく聞き取るなどし、被害者の自立に向けて支援していく。 	児童家庭課

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	取組	内容	令和4年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
再109	DV相談	DV被害者に、問題解決に向けた情報提供や自立に向けた支援を行う。	家族間、パートナー等からの暴力に関する相談を受け、解決に向けて関係機関の案内、情報提供等を行った。 相談実績 R4(1,000)	A	現状：区ホームページや関係機関からの紹介により繋がった相談者に対して、必要な情報提供や関係機関との連絡調整を行い、迅速な被害者保護と自立に向けた支援を行った。 課題：令和6年4月1日に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が改正される。法改正に伴い、相談の幅が広がる可能性を想定した相談体制の在り方を検討する。	継続	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き区のホームページやDV相談カード等で積極的に周知を行なっていく。 法改正後の状況を注視しながら、多様な相談に対応していけるよう相談員のスキルアップを図り相談体制を整え、被害者の自立に向けて支援していく。 	児童家庭課

④ 若年層に向けた啓発活動の強化

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	取組	内容	令和4年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
117	若年層に向けた広報媒体の拡充	若年層と親和性の高いSNS、動画、キャラクター等の活用、参加型の啓発活動を展開する。	<ul style="list-style-type: none"> SNSによる、各種啓発期間等にちなむ情報発信（9回） 区ホームページ及び区公式YouTubeチャンネルにおけるデートDV予防啓発動画の公開 若年層を主な対象とするワークショップの実施【実施実績】 R4：ワークショップ参加者計70名（2回実施）、動画再生数・動画掲載ページアクセス数計2,883回 	A	現状：ワークショップ実施後のアンケートでは、今後も同様のワークショップを行うべきとの回答が多数を占めており、一定の効果があると認められる。 課題：若年層の参加が少ないワークショップもあり、若年層への訴求をより高めることが重要である。	継続	多様な媒体による展開について検討を継続するとともに、令和8年度までにワークショップ等参加者数及びSNS閲覧回数を令和4年度比で10%増加させる。	総務課
再53	デートDV防止講座	主に中学校・高校でのデートDVに関する啓発講座を実施する。 講座の中で、よりよい人間関係の築き方や男女平等の考え方、性別役割分担意識の払しょくについても啓発する。	学校等に講師を派遣し、デートDV防止講座を実施している。 【実施実績】 R4：講座参加者数計660名（区立中学校5校で実施）	A	現状：区内の小中高校等に案内し、希望する学校等へ講師を派遣しており、デートDV予防啓発に効果を発揮している。	継続	毎年4回以上の講座実施を目指し、周知を展開する。	総務課

【全庁を対象とした取組】

重点目標 1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち

(1) 就業における男女共同参画の推進

① 男性中心型労働慣行の改善

評価：各部署での評価（5（徹底して実施できていた）、4（ほぼ実施できた）、3（概ね実施した）、2（あまり実施していなかった）、1（実施していなかった））の平均値を掲載

No	取組	内容	評価	特筆すべき取組（一部抜粋）	担当部署
7	会議等における男女比の配慮	庁内外を問わず、政策・方針意思決定過程で男女が平等に参画し、多様な視点を取り入れることができるよう男女比に配慮する。	4.2	<ul style="list-style-type: none"> ・（経営企画部）庁議における女性の参画比率を30%以上とするため、参与として女性職員をメンバーに追加している。 ・（新庁舎・施設整備部）公募型区民ワークショップにて女性の委員に参加してもらっている。 ・（危機管理部）令和4年度に初めて「えどがわ防災女性ミーティング」を実施した。この会議体では男女共同参画の視点から、本区の防災対策全般に女性の意見を広く取り入れ、防災への取組強化につなげる事を目的としている。 ・（総務部）各係に割り当てを行い、課長会に女性職員が必ず出席するようにした。 ・（都市開発部）男女の区分けをせず全体に声掛けを行い、希望があれば誰でも参画できるようにしている。 ・（福祉部）会議に限らず、簡単な打ち合わせの際も男女平等に参画するよう配慮している。 ・（区議会事務局）各係に割り当てを行い、係長会に出席する女性職員の割合を増やした。 	全庁
<p>【推進会議委員の意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全庁的な取組として、女性の会議出席が必ずあるようにするというものがあり、とても素晴らしいと思うが、「ただ出席すればよい」だけでは意味がないので、次のステップとして、必ず発言する機会を設けることにする等があれば良いと思う。 ・会議等の女性の登用状況について、区役所の中でも積極的に取り組んでいるということで目に見えて改善しており、とても頼もしく思っている。女性委員が増えたおかげで、多様な意見が出て運営が改善されたというような具体的なメリットの報告があると、民間企業での取組にも参考になって良いと思う。 <p>例えば、防災会議の女性委員が増加したと報告があったが、女性委員が増えると、避難所の運営も具体的に変わることがあると思う。</p>					

重点目標2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち

(1) 男女共同参画の理解促進と教育の充実

③ 人権教育を通じた性的指向・性自認等の多様な性に対する理解促進

評価：各部署での評価（5（徹底して実施できていた）、4（ほぼ実施できた）、3（概ね実施した）、2（あまり実施していなかった）、1（実施していなかった））の平均値を掲載

No	取組	内容	評価	特筆すべき取組（一部抜粋）	担当部署
50	発行物における表現の配慮	区発行物において、暴力や性に関する表現について、誤った内容や過激な表現等を用いないように配慮をする。	4.8	<ul style="list-style-type: none"> （SDGs推進部）広報誌掲載やSNS発信を主管課からの依頼により実施した。掲載前に広報課として内容をチェックして掲載した。 （危機管理部）災害時での授乳の注意点をまとめた「赤ちゃんのための授乳ハンドブック」作成時に、女性だけのイラストではなく男性のイラストも採用することで、授乳は女性だけの役割という先入観に配慮した。 （総務部）「男女共同参画の視点に立った表現ガイドライン」を作成・公表した。 （産業経済部）パンフレット「中小企業融資と相談室のご案内」で、全事業者に平等に情報が伝わるよう、記載しているイラストに働く女性と男性を共に掲載している。 （福祉部）高齢者虐待防止リーフレットについて、国・都・他自治体の表現やイラストを参考にし、区民に内容が伝わり、かつ、過激な表現と受け止められないように配慮して作成している。 （子ども家庭部）保育園入園申請書の保護者1（通知書等の宛名）の氏名欄は、父母どちらでも可としている。 	全庁
		<p>【推進会議委員の意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 表現ガイドラインは非常にうまく作られていると思う。どこかで聞いた事例では、自治体のホームページに明らかな性の偏りの表現があり、市民からの問い合わせを受け急遽その表現を取り下げたということだが、その担当者がこのガイドラインを見ていたら、ページを公開する前に表現を変えたのではないかと思う。ガイドラインを上手に活用していただきたい。 表現ガイドラインについて、内容がとてもわかりやすく、例示がとても具体的でよくまとまっているなど思った。ルールを守ればいいというものではなく、差別的な表現をなくすためには、個別具体的に考えなければならないという視点が示されている。これこそがとても大事なことだ。これは全庁でどのように使われているのか。また、区職員だけでなく区民にも発信されているのか。 （区説明）表現ガイドラインは、庁内には紙媒体での配布は行わず、全庁LANで展開している。また、今年度末に、職員各自の端末で受講するeラーニングで研修の形で内容を周知することを考えている。一般区民には、区ホームページで公開し、ダウンロードして使用できるようにしている。 			

評価：各部署での評価（5（徹底して実施できていた）、4（ほぼ実施できた）、3（概ね実施した）、2（あまり実施していなかった）、1（実施していなかった））の平均値を掲載

No	取組	内容	評価	特筆すべき取組（一部抜粋）	担当部署
52	区施設のバリアフリー化の促進	区施設の出入口部分の段差解消やスロープの設置、「だれでもトイレ」の整備など、誰もが暮らしやすい環境づくりを行う。	4.7	<ul style="list-style-type: none"> ・（SDGs推進部）タワーホール船堀にあるSDGs推進センターでは、入口を広くして誰でも入りやすい高齢者や障害者に配慮したレイアウトにした。 ・（新庁舎・施設整備部）新庁舎基本設計方針において、バリアフリーや多様な性に配慮している。 ・（生活振興部）所管施設は全て出入口部分にスロープないしエレベーター入口があり、各施設1か所以上だれでもトイレを設置し、バリアフリー化を行っている。また、男女問わずトイレにサンタリーボックスを設置し、疾患のある方も安心して利用できる環境にしている。 ・（福祉部）住宅係が2階に位置しているがエレベータの設置がされていないため、車椅子利用者や足が不自由な方の対応として、職員が1階の他課の窓口を借りて対応している。また、階段の介助を行っている。 ・（福祉部）区役所本庁舎1階総合案内にて、毎週金曜日の13時から16時（祝休日・年末年始を除く）に手話通訳者を配置。手話での意思疎通が必要な方が区役所で手続きを行う際に手話通訳者が窓口に同行。意思の疎通を円滑にする。 ・（健康部）施設の段差解消、多目的トイレの設置など。女性用トイレにのみ設置していたサンタリーボックスを男性用トイレにも設置した。 ・（教育委員会事務局）学校改築時にスロープ等の段差解消、バリアフリースイール等を整備するほか、既存校においても引き続き整備を進めている。 	全庁
<p>【推進会議委員の意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区施設のバリアフリー化の促進の説明の中でトイレの話があったが、先日、トランスジェンダーの方のトイレの使用に関する最高裁判決があった。これは、特定の事件について個別具体的に判断された裁判であり、誰が見てもいやがらせだと思えるような事案に対して下されたものだ。見かけが男性でも心が女性と主張すれば誰でも女性用トイレを使えることを判示したもので全くない。不安に思う人も多い様なので、安心してほしい。 					

(2) 地域活動への男女共同参画による活性化

① 地域活動における男女共同参画の推進

評価：各部署での評価（5（徹底して実施できていた）、4（ほぼ実施できた）、3（概ね実施した）、2（あまり実施していなかった）、1（実施していなかった））の平均値を掲載

No	取組	内容	評価	特筆すべき取組（一部抜粋）	担当部署
58	審議会等における区民委員等の参画	政策・方針意思決定過程で男女が平等に参画し、多様な視点を取り入れることができるよう委員選出時の男女比に配慮する。	4.0	<ul style="list-style-type: none"> ・（経営企画部）所管する会議体においては、令和5年度に区民委員の追加を予定している。また令和5年度新たに設置する委員会については、男女比に配慮した構成となるよう計画している。 ・（SDGs推進部）協議会委員の構成は、国のガイドラインに構成員（道路管理者、警察関係者等）の定めがあるため、男女比を考慮することが困難だったが、会長に女性を選出するなどの工夫をした。 ・（危機管理部）江戸川区防災会議においては防災における女性の意見を反映させるため、令和4年度に条例改正を行い、委員の総数増を行った。令和5年度では6号委員として実際に女性委員を増やす事で調整中。 ・（総務部）「江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会推進会議」について、男性委員5名、女性委員7名にて開催した。 ・（都市開発部）委員推薦依頼を行う際に、可能なら女性の委員を推薦して頂きたい旨を伝えた。 ・（福祉部）関連団体からの理事推薦依頼に対し、くすのきクラブの役員の中から、女性の役員を推薦した。 	全庁
<p>【推進会議委員の意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進計画の状況について、見える化をどんどんしているためいいなと思う。これでPDCAサイクルを回すことができるので、見える化をどんどん進めていただければと思う。 ・女性の会議への参加についても、昨年度、附属機関等への多様な参画を推進するためのガイドラインを策定したことにより、画期的によくなっていると思う。いい面なのでどんどん進めていただきたい。 ・女性委員の割合が減少した附属機関等については、どうしてそうってしまったかという調査を行う等、アプローチを継続して行ってほしい。 ・改選の時期や新たに附属機関等を組織するタイミングでアピールすると、目標達成がより簡単になるのではと思う。 ・新たに附属機関を設置するタイミングで目標値を高くすることは非常に良いことだと思う。 ・区の附属機関等の女性委員の割合を30%に引き上げるという目標について、期日設定はいかがか。 ・（区説明）附属機関等への多様な参画を推進するためのガイドラインでは、女性委員の割合の目標達成について、現計画期間の末である令和8年度末までとしている。 <p>それ以前に前倒しで達成できるのではないかと見込んでいる。</p>					

重点目標3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち

(2) 生涯を通じた健康支援

③ 感染症の流行を踏まえた事業実施体制や周知方法の構築

評価：各部署での評価（5（徹底して実施できていた）、4（ほぼ実施できた）、3（概ね実施した）、2（あまり実施していなかった）、1（実施していなかった））の平均値を掲載

No	取組	内容	評価	特筆すべき取組（一部抜粋）	担当部署
107	ICTを活用した啓発・相談等の実施	オンライン講座やオンライン相談など、ICTを活用した啓発・相談等を実施する。	4.0	<ul style="list-style-type: none"> ・（新庁舎・施設整備部）公募区民による新庁舎計画区民ワークショップにおいて、対面での開催に加え、WEB方式でも開催した。 ・（総務部）オンライン開催が困難な講座等を除き、全ての啓発講座・講演会等についてオンライン同時配信を行った。 ・（総務部）審査請求手続について、電子申請化を行った。 ・（福祉部）デジタルデバイドの解消のため、くすのきカルチャーセンターやくすのきクラブ等で高齢者団体に対して出前スマホ教室を実施した。 ・（福祉部）えがおの家において、まつり代替イベント、二十歳を祝う会にて、各フロアにオンラインにて現場の映像を共有した。 ・（福祉部）発達相談・支援センターにおいて、利用者向けの全体研修をオンラインにて実施した。 ・（福祉部）手当に関することについて、オンライン相談ができるよう整備し、ホームページで周知している。 ・（福祉部）生活保護・生活困窮及びひきこもり支援においてオンラインで相談を受け付けている。 ・（子ども家庭部）育成室合同秋まつり（交流会）をオンラインで実施。 ・（子ども家庭部）保護者連絡システムを活用した情報提供を実施。 ・（子ども家庭部）ICTを活用し、ひとり親家庭のためのパソコン講座（全3回）・セミナー（全3回）の動画配信及びオンラインによる法律相談を実施した。 ・（子ども家庭部）SNSを活用した相談を令和5年2月より実施した。また、保護者や関係機関との面談、会議等をリモートで実施した。 	全庁